

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 油布 勝秀

## 1 日 時

平成30年3月26日（月） 午前10時00分から  
午後 4時42分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

油布勝秀、木付親次、麻生栄作、古手川正治、尾島保彦、玉田輝義、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、木田昇、二ノ宮健治、吉岡美智子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 尾野賢治、企画振興部長 廣瀬祐宏、  
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美、会計管理者 小石英毅、  
議会事務局長 酒井薫、人事委員会事務局長 下郡政治、  
監査事務局長 安部雄一 ほか関係者

## 7 出席した参考人の職・氏名

参考人 株式会社大銀経済経営研究所 代表取締役 衛藤健  
参考人補助者 株式会社大銀経済経営研究所 次長兼主席研究員 川野恭輔

## 8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 9 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって、第2号議案、第12号議案、第16号議案から第19号議案まで及び第21号議案から第26号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情16について、質疑を行った。
- (3) 観光産業の成長と発展について、参考人から意見聴取を行った。
- (4) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について、大分県税条例の一部を改正する条例案について、県税事務所の見直しに対する県民意見募集手続の実施について、公

立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期計画についてなど、執行部から報告を受けた。

**10 その他必要な事項**

なし

**11 担当書記**

議事課委員会班	課長補佐（総括）	小野清志
政策調査課調査広報班	主査	濱田誠吾

# 総務企画委員会次第

日時：平成30年3月26日（月）10:00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 参考人からの意見聴取 10:00～12:00

- (1) 観光産業の成長と発展について

## 3 国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係 13:00～13:30

- (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

- (2) 諸般の報告

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について

- (3) その他

## 4 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係 13:30～14:00

- (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 12号議案 平成30年度大分県用品調達特別会計予算

- (2) その他

## 5 総務部関係 14:00～15:30

- (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2号議案 平成30年度大分県公債管理特別会計予算

第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 17号議案 包括外部監査契約の締結について

第 18号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

第 19号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

第 21号議案 災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 23号議案 大分県県有施設整備基金条例の一部改正について

第 24号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について

第 25号議案 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

- (2) 付託外案件の審査

陳 情 16 憲法改正、防衛力強化より対外的情報省の設立を優先することを求める要望書の提出について

(3) 諸般の報告

①大分県税条例の一部を改正する条例案について

②県税事務所の見直しに対する県民意見募集手続の実施について

(4) その他

6 企画振興部関係

15:30~17:00

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 26号議案 大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の中期計画について

②「安心・活力・発展プラン2015」目標指標の見直しについて

③株式会社サン・グリーン宇佐の事業譲渡について

④別府港にぎわい施設再編構想について

(3) その他

7 協議事項

17:00~17:10

(1) その他

8 開 会

## 会議の概要及び結果

**油布委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として、森議員、木田議員、二ノ宮議員、吉岡議員に出席いただいております。

まず、私から御挨拶を申し上げます。

大分県議会総務企画委員長の油布勝秀でございます。

本日は、大銀経済経営研究所の皆さまに参考人としてお越しいたき、観光産業の成長と発展について、御意見を伺います。

衛藤代表取締役をはじめ皆さまには、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本来であれば、私どもが出向いて、御指導を賜らないといけないところでございますが、足をお運びいただきましたことに対し、委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

本日は、よろしく願いいたします。

まず、委員、委員外議員の順に、自己紹介をさせていただきます。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

**油布委員長** それでは、皆さまから自己紹介をいただき、引き続き本日のテーマについて御説明をお願いいたします。

**衛藤参考人** おはようございます。本日お招きいただきました大銀経済経営研究所の代表取締役を務めております衛藤でございます。

些少でも御参考になればと思ひまして、本日、資料を用意して、お話しさせていただきたいと思ひます。

観光産業の成長と発展についてということで、現在、最も旬な話題でございますインバウンドの現状といったところを中心に、鋭意御説明申し上げたいと思ひます。

**川野参考人補助者** 大銀経済経営研究所の川野と申します。本日はよろしく願いいたします。

**衛藤参考人** では、早速でございますけれども、お手元の観光産業の成長と発展についてという

資料に基づきまして、川野からまず御説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

**川野参考人補助者** 皆さま、お手元の方に資料は。（「あります」という者あり）

それでは、観光産業の成長と発展についてということで、大分県内のインバウンドの現状について、今から御説明をさせていただきます。

皆さま、御承知のことかと存じますが、今、国では、東京オリンピック・パラリンピックの2020年に訪日外国人を4千万人ということを目標として掲げて、様々な施策が打たれております。

こちらの4千万人というのは、設定当初、非常にハードルが高いのではないかと見られていたんですけども、2017年、昨年は2,869万人ということで、3千万人が目前に迫っているということでもあります。

JTBさんの試算によりますと、今年の2018年には3,200万人まで増えるのではないかと、約400万人増えるのではないかとということで、2020年の4千万人というのが若干現実味を帯びてきているという状況にあるかと存じます。

インバウンドの現状というのは、大分県も同様の状況にありまして、訪日外国人、インバウンドが非常に増加してきているということがあります。

そこで今回、大分県のインバウンドの現状というものを、国や県などの統計データ、また、私どもの研究所が昨年3月に県内の宿泊施設に行いましたアンケート調査結果などを基に御説明させていただきます。

まず、1ページ目を見ていただきたいと思います。

二つグラフがありますが、まず、左側のグラフが、大分県の外国人延べ宿泊者数の推移の数字になります。こちらは官公庁が発表している

数字になります。

宿泊者数の現状からインバウンドの動向というものを見ていきたいんですけども、まず、直近の2017年の大分県の外国人延べ宿泊者数速報値は132万人となっております。こちらの数字を見てみますと、2016年が83万人でしたので、前年比59.3%、約60%ぐらい伸びておりまして、新聞などでも出ておりましたが、伸び率は青森県が60.3%増で全国でトップだったんですが、それに次いで大分県は、2番目に高い59.3%増となっております。

去年は、韓国のLCC、ティーウェイ航空が就航したりといったようなインフラ整備があったこと、前年4月に熊本地震が発生した影響から、少しインバウンドの宿泊者が伸びなかった反動から大きく増加したものではないかと見ております。

去年が132万人ということだったんですけども、5年前の2012年の31万人から比べると、約4倍超増加しているということで、非常にインバウンドの宿泊者数、インバウンド客が増えているということが見てとれるかと存じます。

また、この132万人という数字が全国で見るとどうなっているのかというものを見たものが右側の棒グラフになります。少しグラフの文字が小さいかとは思いますが、これは2017年の速報値を多い順に各県別に並べたものになります。

これで見てみますと、大分県は全国で第13位となっております。国内シェアが1.7%ということで、宿泊者数は全国の中で見ても上位を占めているという状況にあります。九州で見ますと、福岡県が第7位、319万人となっております。福岡県に次いで、九州の中では2番目に宿泊者が多いという状況になります。

ちなみに、2016年度を見てみますと全国第16位、国内の全体の宿泊者に占めるシェアが1.2%でありましたので、順位が三つほど上がり、国内シェアの方も0.5%上がっておりまして、全国における位置付けというのも大

分県は非常に高まってきているということが言えるのではないかと。

続きまして、どういった国・地域から大分を訪れているのかというのを見ていきたいと思いますが、2ページの円グラフになります。

こちらのグラフはどういったものかといいますと、国・地域別を100として、その宿泊者の割合を表したものになります。

左側が大分県のグラフになりますが、まず、一番多いのが韓国ですね。次いで台湾、香港、中国、タイという順になっておりまして、この上位5か国が、大分県で見られているということになります。

では、大分県の国・地域別のインバウンドの現状を全国と比べると、どういったような特徴があるかということを見ていきたいんですけども、大きく三つ特徴があるのではないかと私どもの研究所では見ております。

まず一つ目が、韓国人宿泊者が非常に多いということがあります。こちらも円グラフを見比べていただいたら一目瞭然かと思えます。大分県は韓国がトップで、6割を超える宿泊者ということで、非常に多くなっております。

一方、全国を見てみますと、中国、台湾に次いで3番目に韓国の宿泊者が多いとなっております。全体に占める割合も15.4%、構成比で見ると約4倍違うような形となっております。非常に韓国が多いというのが特徴であります。

ここで、なぜ大分県で韓国の宿泊者、インバウンドが多いのかというのを私どもの研究所で考えたところ、大きく四つあるかなと思っています。

まず一つ目は、大分県と最も近い外国であるということですね。二つ目には、大分とソウルを結ぶ定期便が就航している。なおかつ、さきほどもお話ししましたLCCのティーウェイ航空が昨年就航したということがやはり大きいかないことがあります。3番目には、市町村や県などの自治体が積極的に韓国からのお客様を誘致していることがあるのではないかと思います。最後4番目は、皆さん御承知のことかと

存じますけれども、韓国の方は非常に温泉が好きであるということで、やはり大分に来ることがあるのではないかと考えております。

当然、インバウンドというのは最近急激に伸びてきているんですが、それ以前の、例えば、2005年とか2000年代前半とかでも韓国の方がかなり別府に来られていたという現状もありまして、やはり昔から来られているということがあって、温泉が好きであるということが大きな要因ではないかと見ております。

続きまして、2番目の特徴としましては、特定の国・地域からの外国人宿泊者、インバウンド客が多いということがあげられます。

これはどういうことかと申しますと、まず、大分の上位5か国を見ますと、韓国、台湾、香港、中国、タイというのが上位5か国になるんですけれども、この上位5か国で、大分県全体のインバウンド客の約9割を占めています。実際は、タイは1%ぐらいしかないので、韓国、台湾、香港、中国の4か国でほぼ占めているということが言えるかと思えます。

一方、全国を見ますと、中国、台湾、韓国、香港、アメリカ、これが上位5か国になるんですが、この上位5か国で全体の約7割を占める形になっておりまして、全体の9割を占めるとなりますと、それから、その他というところの——ちょっとこちらは記載していないんですが、17か国・地域で全体の9割を占めるということがありまして、全国と比べますと、非常に特定の国・地域からのインバウンド客が多いということが2番目の特徴としてあります。

3番目の特徴としては、こちらの円グラフを見ていただくと分かるかと存じますけれども、アジア諸国・地域からの宿泊者が非常に多いということがあります。

大分県と全国上位4位までの国・地域というのは、韓国、台湾、香港、中国が占めておりまして同じなんですけれども、全国はその後にアメリカが第5位、第7位がオーストラリア、第9位がイギリスで、その他の中には、この後、フランスとか出てくるんですけれども、欧米豪諸国といったようなところの宿泊がかなりの構

成割合を占めて見られるんですが、大分を見ますと、7番目にアメリカが0.8%、10番目にオーストラリアが0.3%となっております。その他の中に少しは出てくるんですけれども、基本的にはアジア諸国・地域からのインバウンド客が非常に多いというのが特徴としてあります。

韓国人宿泊者が非常に多い、特定の国・地域からのインバウンド客が多い、アジア諸国・地域からのインバウンド客が多いというのが大きな特徴ではないかと私ども研究所では見ております。

以上が宿泊客の動向になります。

続きまして、インバウンド客の消費額の動向について見ていきたいんですけれども、こちらは、大分県の詳細なデータはなかなか取りづらいものがありまして、全国のデータを用いて御説明したいと思っております。

3ページに表が二つありますが、まず、左側の表が国・地域別に見ました訪日外国人の旅行の総消費額の数字になります。こちらは、大変すみません、2016年の数字になりますが、2017年も大きく変わっておりません。

全国籍で見ますと、消費額というのは全国で3兆7,476億円となっております。

ちなみに、2017年の速報値でいきますと、総消費額は4兆円を超えているといったような状況になっております。

こちらの消費額を国・地域別で見ますと、一番多いのが中国で約1兆5千億円、次いで台湾が5千億円、韓国が3,500億円、香港が3千億円、アメリカが2千億円となっております。さきほど全国の宿泊客の順位を見たんですけれども、その順位と同じような形で並んでおります。

こちら上位5か国が中国からアメリカになるんですけれども、この上位5か国で全体の消費額の4分の3、75%ぐらいを占めているという特徴があります。特に中国から香港といったアジアの国・地域が大きく消費を占めているというのが特徴としてあります。

では一方、国・地域別の消費額を一人当たり

で見た場合にどうなるかというのを見たのが右側の表になります。全国籍で見ると、1回当たり、一人当たりの旅行消費額が大体15万6千円ぐらいとなっております。そして、多い順にこちらの表に並べておりますが、最も多いのがオーストラリアで約25万円、次いで中国が23万円、スペイン、イタリア、ロシア、フランス、ベトナム、イギリス、アメリカ、ドイツという消費額の順になっております。

こちらを見ていただくと、さきほど総消費額はアジアの国が多いとなっていたんですけども、一人当たりで見ると、非常に欧米豪諸国ですね、オーストラリアや欧米の国の消費額が多いというのが特徴としてあります。アジアで見ると、中国とかベトナムがあるんですけども、基本的には欧米諸国で占められているということがあります。

これはどうしてかといいますと、基本的に欧米豪諸国というのは、アジアの国と比べると非常に宿泊日数が多いということがあります。どちらかというと、アジアから来る方は、当然、距離も近いということもあるんですが、ショッピング目的で滞在期間が短期間という特徴がある。一方、欧米の方々には、1回来た旅行で非常に滞在日数が多いというのが一つあります。

そういった理由から、アジアと比べますと宿泊費の割合が、一人当たり単価が非常に高くなっております。滞在日数が延びますと、当然のことながら、飲食費というのもアジアの国と比べると高くなっているということがありまして、非常に1回当たりの旅行消費額が高まるということがあります。あとは当然、遠距離ということになりますので、交通費用も高いということもあるんですが、基本的には宿泊費や飲食費が高くなるということがあります。

一方、買物代を見ていただきますと、決して低いわけではないんですけども、アジアの国々のところと比べると、滞在日数が長い割には買物代がそんなに多くないということも一つ特徴としてあるのかなということが言えるかと思えます。

これは旅行目的も、アジアと欧米豪諸国で見

ていると、特徴というのが非常に出てきておりまして、そちらの旅行目的を記したページが次の4ページになります。

こちらはこういった表かといいますと、訪日前に各国で最も期待していたことは何ですかという、観光庁が調べましたアンケート調査結果になります。アジアと欧米豪諸国では、観光目的が非常に変わってきております。

では、まず初めに、インバウンドの方が非常に期待していたことは何かということを見ていきたいんですが、まず、全部の国・地域を合わせた結果が、こちらの一番左上にあります薄いオレンジのところになります。

第1位が、まず日本食を食べることですね。飲食といいますか、日本の和食、そういったところが目的として一番高いというのがあります。2位が自然・景勝地観光、3位がショッピング、4位が温泉入浴、5位がテーマパークという順になっております。

この五つを見る中で、これが上位5位の目的、最も期待していたことになるんですけども、特筆すべきは、4位に温泉入浴というのが入ってきているというのが、おんせん県おおいたを標榜しています大分県にとっては、非常にインバウンド客の誘致における強みになるのではないかと考えております。

ただ、さきほど申しましたとおり、アジアと欧米豪諸国というのは目的が大きく変わってくるというのがあります。今、強みであります温泉入浴と言ったのは、じゃ、どこの国・地域が多いのかということを見てみますと、濃いオレンジで網かけしているところがあるんですけども、アジアの国は温泉入浴を目的として掲げているところが非常に多いというのがあります。

これは、どういうことを指し示しているかというと、基本的にアジアの国・地域には、温泉というのが非常にインバウンド客の誘致にとって大きなツールになるのではないかという見方があるということです。あとは、欧米豪諸国と比べますと、ショッピングが非常に上位に来ているということがあります。韓国では第2位とか、台湾は第3位とか、大体2位から3位にシ



ショッピングというのが入ってきているのが特徴としてあげられるかと思えます。

では一方、欧米豪諸国はどうかといいますと、オーストラリアで第5位に温泉入浴というのが入ってきているんですが、基本的にはアジアとちょっと異なってくるのが、緑色の濃いところと薄いところで網かけしているところがあるんですけれども、多くは日本の歴史・伝統文化体験、日本の日常生活体験というのが非常に上位に来ているというのが特徴としてあげられるかと思えます。もちろん、ショッピングというのでも出てはくるんですけれども、そんなに多くは入ってこず、基本的には歴史・伝統文化体験や日常生活体験といったコト消費といいますか、どちらかという物を買うというよりも、こういった体験をしたいとか、いろんな経験をしたいといったところが高いというのがあります。

さきほど欧米人は滞在日数が長いということがあったんですけれども、こういった体験をよりしたいとか文化に触れたいという目的があって、ただ物を買って帰りたいとかいう形ではなくて、そういった特徴があるということで、非常に滞在日数が長くなっているということがあるかと思えます。

滞在日数が長くなる、一人当たりの消費額が多いということは、当然、地域にとっては非常に経済効果というか、地域に落としていくお金が多いということになりますので、欧米豪諸国の方を呼び込むというのは、一つの地域の在り方としてはあるのかなと思っております。

以上が統計データから見たインバウンドの大分県の現状になります。

続きまして、5ページ以降は私どもの研究所が、昨年3月に大分県内の従業員10人以上の施設を対象に実施しました、インバウンドに関するアンケート調査結果を抜粋したのになります。

今回、県内160の旅館、ホテルにアンケート調査を配布いたしまして、71施設から回収しております。回答率は約44%となっております。

地域別で見ますと、別府市から23施設、由

布市12施設、日田市10施設、その他26施設から回収したのになります。

こちらのアンケート調査結果を見ていきたいと思いますが、まず初めに、5ページの左上にあります訪日外国人宿泊客の受入れ頻度について御説明いたします。

このアンケートは宿泊施設に対しまして、今、外国人宿泊客はどの程度の頻度で受け入れていますかというものを聞いたものです。こちらは、ほぼ毎日ですか、週に1回以上ですか、月に1回以上ですかというような形で聞いたのになります。

結果を見てみますと、まず、全体では52.1%、半分以上の施設がほぼ毎日、インバウンド客を受け入れているという回答になっております。次いで多いのが、週に1回以上が22.5%ということで、合わせますと約75%ということで、回答施設の約4施設のうち3施設が毎週インバウンド客を受け入れているといったような状況になります。

所在地別で見ても、ほぼ毎日との回答は、由布市が83.3%、8割超の施設でほぼ毎日受け入れていると。次いで別府市、日田市の順になっておりまして、由布市の受入れ頻度が非常に高いといった結果が出ております。もちろん、これはちょっと施設の回答数とかにもよるんですけれども、私どもの今回の結果ではそういう結果が出ております。

続きまして、右上の訪日外国人宿泊客数の5年前からの変化のグラフについて説明いたします。

こちらは、5年前と比べて外国人宿泊客がどの程度増えましたか、減りましたかというのを聞いた結果になります。

こちらを見ますと、最も多いのが2倍以上インバウンド客が増加したで32.8%、3割超の施設が2倍以上増加していて、次いで17.9%で5割以上増加、次いで16.4%で3割以上増加となっております。基本的に増加と回答した施設は、全体の回答施設のうちの8割の施設です。

こちらも所在地別で見ても、日田市が

回答施設のうち6割で2倍以上に増加、由布市が5割で2倍以上に増加と、こちらの地域では半数以上の施設で2倍以上増加したという回答になっておりまして、インバウンド客が非常に増えているといった状況が見てとれるかと思えます。

続きまして、左下の訪日外国人宿泊客の受入れに対する意識という設問になります。

これは宿泊施設における経営戦略の中で訪日外国人宿泊客が重要か、重要でないかということを知った結果になります。

この結果を見ても、非常に重要と回答したのが36.6%、重要と回答した施設が39.4%と、こちらも4施設のうち3施設が重要であるという回答をしておりまして、宿泊施設の経営戦略においてインバウンド客というのは非常に重要になってきているというのが見てとれるかと思えます。

ちなみに、私どもが別の調査で、5年前に県内の宿泊施設にヒアリングをいろいろしたんですけれども、そのときには、多くの施設では、基本的には日本人宿泊者を重視して、外国人宿泊者はプラスアルファ積み上げればいいなというぐらいのことで答えていました。冒頭話しました外国人の延べ宿泊者数は、5年前ぐらいだったらまだ30万人ぐらいでしたので、そういうような結果だったのかなと思っているんですけれども、今、130万人に増加してきて、やはり宿泊施設における外国人宿泊者の位置付けというのが非常に高まってきているということが言えるのではないかと見ております。本当にこの5年間で、宿泊施設の方の意識というのが大きく変わったのではないかと見ております。

続きまして、右下のグラフですね。これは、宿泊客数全体に占める訪日外国人宿泊客の割合ということで、各施設の宿泊客数全体に対して、外国人の割合は何割ぐらいですかというのを見た結果になります。

こちらを見ますと、1割未満が47.9%で最も多くて、1割から3割未満が22.5%、3割から5割未満が16.9%となっております。

1割未満との回答が多いとなっております。

ただ、地域別で見ても、回答数の関係というのものではないかと思いますが、由布市と日田市は割合が非常に高いという結果が出ております。

あと、外国人宿泊者が全体のうち半数以上、5割以上占めていると回答している施設が全体の12.6%ありまして、約1割超はインバウンド客が半分以上を占めている、全体でいくと、71施設のうち9施設が外国人客の方が多いんだと回答して、外国人宿泊者が中核となっている施設も見られています。

特に外国人宿泊者が半数以上を占めている施設は、地域で見ても、回答数の関係もありますが、別府市が13%、由布市が25%、日田市が20%となっております。半数以上の施設も由布市の割合がちょっと高いというようになっています。

続きまして、6ページになります。こちらは、訪日外国人宿泊客の予約方法について見た結果になります。

これは複数回答になりますが、こちらを見ても、日本のインターネット予約が70%ということで最も多くて、次いで海外の旅行会社（インターネット予約専門業者以外）が54.3%、次に海外のインターネット予約専門事業者が51.4%、直接受付が51.4%という順になっております。

こちらの結果を受入頻度別、さきほど受入頻度を施設に、ほぼ毎日受け入れているか、週に1回受け入れているかと聞いたんですが、この受入頻度別で見ると、受入頻度がほぼ毎日と回答したところは海外の旅行会社が78.4%と、海外のインターネット予約専門事業者が70.3%。受入頻度が高いところでは、こちらの海外の旅行会社若しくはインターネット予約専門事業者を使っている割合が高いということがありまして、予約頻度が高い宿泊施設の特徴となっています。

続きまして、右側の今後ターゲットとしたい国・地域別の訪日外国人宿泊客ということを表したのが右の円グラフになります。

今後、宿泊施設がどういった国・地域をターゲットとして誘客したいかというのを見たところではありますが、最も多い回答が台湾で28.4%、次いで韓国が23.9%、アメリカが11.9%、香港が7.5%という順になっておりまして、台湾が非常に多く約3割ということでもあります。

なぜ今回、台湾が一番多くなったのかということヒアリングなどを含めて聞いたところ、基本的に台湾は、こちら皆さん御存じのことかと存じますが、中国や韓国と比べると親日家が多いということでありまして、非常に中国、韓国と比べるとちょっとした政治情勢でインバウンド客が減るということがないということで、台湾ということであるかと思えます。

今も、お隣の韓国の話ですけれども、THAADの配備という問題で、中国側が韓国への旅行に規制をかけたりとか、そういった政治情勢とかに影響されるということもありまして、中国、韓国以外に台湾の方々を誘致したいということがあると思えます。

それとまた、昨年までは、今はちょっと運休していますけれども、大分空港と台中市を結ぶマンダリン航空の定期チャーター便が就航していたと、これは県でも、今再就航に向けていろんな働きかけをしているのではないかなと思っておりますけれども、こういった就航があったということが要因としてあるのではないかなと思えます。

あとまた一つ、ターゲットとしたい中で特徴的なのは、アメリカが11.9%、ヨーロッパが4.5%と2割弱のところ、欧米諸国をターゲットとしたいという回答も見られております。

これは、さきほどお話ししましたが、非常に滞在日数も長く、宿泊単価も高いといった傾向があることから、アジア諸国ではなくて、欧米豪諸国をターゲットとしたいというところが出ているのではないかなと思っております。

ただ、さきほどもお話ししましたが、欧米諸国の旅行ニーズというのは、歴史・文化体験とか日常生活体験です。その魅力を大分

県が磨いていかないと、欧米の方を誘致するというのはなかなか難しいと。

ある観光運輸業の方とかにお話をさせていただいたときにも、やはり欧米の方を呼ぶのはなかなか難しいんだと、口で言うのは簡単なんだけど、なかなか難しいところがあるので、やはりここは官民あげての取組も必要になるのではないかなと見ております。こういった欧米の方々のニーズにいかに対応していくかというのが課題ではないかなと思えます。

最後、7ページになります。

こちらは、訪日外国人宿泊客の受入増加に向けた取組として、宿泊施設がどういうことをしているかというのが出ているところでもあります。

最も多いのが、Wi-Fi環境の整備で76.8%、次いでカード決済の充実、多言語コールセンターの利用ということです。

Wi-Fi環境の整備が最も多いんですが、本当に5年前ぐらいですかね、このWi-Fi環境というのは全然整っていなかったような状況だったと思えますが、最近、宿泊施設を見たり、公共施設を見ても、非常に整ってきたのかなと思えます。

ただ、2番目のカード決済の充実、こちらは今後一番の取組というか、一つの課題であるのかなと思っております。

中国、韓国の方もそうですけれども、世界的にキャッシュレスというように決済方法が多様化してきているということがあると思えます。

日本人はどちらかというと現金主義で、現金で払うというのが多いんですが、中国とかでも、アリペイとか、ウィーチャットペイとか、いろんな決済手段が出てきているかと思えます。

当然、あくまでも魅力のある商品がないと買わないというのはあるんですが、ただ、決済手段というのはやっぱり多様化していかないといけないというのがありますし、日本式ではなくて、やっぱりインバウンドに合わせた決済手段というものを図っていかないといけないということがあると思えます。今後、このカード決済という——カード決済と書いているんですけど、様々な決済方法というのを整備していく必要が

あるのかなと思っております。

最後、訪日外国人宿泊客の受入れに関する課題ということで、一番多いのが言語対応、2番目が予約キャンセル、3番目が施設や設備の利用方法となっております、基本的にやはり言語の問題が多いということがあるかと思えます。

3番目の施設や設備の利用方法というのも、基本的にはいかに利用の仕方を外国の方に理解していただくかということがありまして、これもほぼ言語対応ではないかと思っています。

あと、課題としては予約キャンセル、結構インバウンドで来られる方は予約をそのまま、もう何も連絡もなくキャンセルする方が多いということがあります。ホテルでも事前の支払いをさせたりとか、向こうに確認をとったりとか、いろんな手段を考えてはいるんですけど、なかなかそこにもやはり言語の壁があったりとか、なかなか確認がとれないということで、予約キャンセルというのが宿泊施設の課題としてあがっているということがあります。

以上がアンケート調査結果になります。

最後に、今後のインバウンドの取組を考える上でということで、まとめをさせていただきたいと思えます。

さきほどからお話ししていますけれども、国・地域における観光ニーズというのは、それぞれエリアによって違います。それを的確に把握して、大分県でありましたら温泉というのが非常に強みですので、そういった観光資源に関心の高い国・地域へのプロモーション、働きかけを強化するということが一つあるんじゃないかと思えます。

また、こちらはもう2019年ですね、皆さんもいろいろと御意見があるところではないかなと思えますけれども、大分県がラグビーワールドカップの開催地となっております。多様な国・地域から訪日外国人が来られますし、全世界に大分県をPRできる絶好のチャンスではないかと思えます。特にラグビーといいますと、欧米、オーストラリアですね、欧米豪諸国の方に非常にニーズがあるかと——ニーズといいますか、こちらの方が大分県に来るんじゃないか

ということが予想されますので、こちらの受入環境の整備をはじめ、今後の誘客のきっかけとなるような取組というのが非常に重要になるんじゃないかと思っています。

以上が、観光産業の成長と発展について、インバウンドの現状という説明になります。

**油布委員長** ありがとうございました。

これより意見交換に入りますが、ざっくばらんに行いたいと思えます。御質疑や御意見、御提案など、何でも結構ですので、お願いします。**麻生委員** いつも最新データの集約に御苦労されていらっしゃるんじゃないかなと思うんです。大分県で観光統計調査でしたっけ、3か月に1回の集計を、宿泊拠点とか、いろんなところのデータも収集している、そういったのを即座に公表すれば、皆さん方がオープンデータとしてうまく活用して、最新状況を常に把握するというのが大事になってくるのでしょうか。

実は今日、こういうのがあるということで、これは議員全員に配付されているんですけど、28年度の地域経済分析システム（RESAS）普及促進事業で、RESASを用いた地域課題分析調査報告書という大銀経済経営研究所さんがまとめていただいた資料の61ページから65ページの間に、観光マップ分析についてもお示しいただいているんですけど、これもだいたい前のデータに基づいているものですから、台中便があったりなかったり、あるいはいろんな動きがある中で、相当変わってきている。

それで、韓国のLCCがめちゃくちゃ増えているんで、直近ではさらに動きが出てきているんですけど、これを見ると、各市町村のキャパとか、宿泊のキャパから全部、これを観光の分野だけ刷新して、最新のやつを見比べるとおもしろいなど。それにさらにRESASを用いて最新データをどれだけ組み込んでいくかということをやるといいのかなと。

地方創生も含めて産業連関表、2010年の分で、2011年の分は過去値を多分うまく活用してやっているんでしょうけど、2015年分を今正しくやろうとしている時期ですよ。集計に入っていると思うんですけど、こういった

ものをいかにうまくミックスしてやるかとなると、すごく使えると思います。現時点で説明いただいたのも最新だろうとは思いますが、もう既にかなり使えなくなりつつあるというか、変わってきていると思っているんです。そういった部分をどうやって使えるようにするか、産業連関表なんか、姫島を見ると、観光素材として最高の資源があるんだけど、うまくいっていない。昨日か、隠岐の海士町、あれは産業連関表で財・サービスの出入りを全部改善し、漏れバケツと言われている、どんどん漏れていくバケツの穴を閉じるという具体的なことをどんどんやって、地方創生に役立っている。観光産業も、リネンが全部本土まで行かざるを得ないことになり、廃業したのをもう1回スタートアップ事業で立ち上げて、会社もつくって、だいぶ復活しつつあるとかいうような話も聞いたんですけど、それと同じようなことも必要なんだろうと。そういう意味じゃ、姫島村なんかは島ですから、財・サービスの出入りがめちゃくちゃ分かりやすいなと。1個成功事例を作ってしまうと、他の市町村にも波及できるかなということを感じましたので、何かちょっと仕掛けてほしいなというのが1点。

それから、観光マップを見たときに、県外からの滞在人口割合という部分が休日と平日で違うんですね。これはインバウンドについても、市町村ごとで、どこの国は休日と平日、これは多分ほとんどが福岡から入ってきているんで、日田市がやっぱり一番多いんですね、比率が20%を超えている比率は日田市と。意外と大分市、別府市、由布市って、そうでもないんですね。

他の都道府県、全国的なものを見ると、空港の所在市ってすごくいいんですね。九州でも、福岡市はもちろんだけど、空港に近いということで、鳥栖市周辺のビジネスホテルはすごいことになっているという中で、空港がある国東市というのはもっと、国東半島六郷満山もあるんで、施設整備なんか空港周辺でやればいい。ちょっとそういう平日と休日の傾向とか、県外からの入り込み客の傾向も市町村ごとに違うし、

インバウンドでもし何かつかんでいるようなことがあれば教えてほしいなと思います。

**川野参考人補助者** まず、1点目なんですけれども、産業連関表というところでの話かと思えます。

私ども、RESASでさせていただいたときに、この産業連関表自体は、国が出しているデータで各市町村が作っているというのがありまして、そのデータを基に、どういうふうな財・サービスのやり取りがあるかというのを作ったかと思えます。

正直、私どもでも、産業連関表というのが地域の物の出入り、例えば、宿泊費用であれば、宿泊業の食材とかをどこから調達しているのか、例えば、大分県の宿泊業者が実は県外から仕入れていて、そこはさきほど言ったように漏れているのではないかとかいうものを見られるというのが一つの利点でもあるかと思えます。

ただ、逆にデメリットとしては、基本的に産業連関表は、より精緻なものを作っているのは県単位でしかなくて、市町村単位は基本的にないと。今回は、あくまで国が作った産業連関表を分析した形でしておりまして、あと、全国一律で作っておりますので、その地域の特色をすごく色濃く反映したものというよりは、ある程度の一定のやり方にのっとってやっています。私どもも産業連関表を使ってやっていたんですけど、これって本当にそうなっているかなというところで、少しくエスチョンがある部分もありました。

そのとき、確か22個に産業を分けて作っていたのが、今確か39個か、そのぐらいまでに分割されているのがあるんですね。ただ、分割はされているんですけども、宿泊業とかっていうのは産業として切り出されていなくて、対個人サービスという形で、例えば、散髪屋さんとか、個人がするサービスを受ける中に全部入っているというようなことがあるんです。なので、どこまで精緻にとれるかというのがあります。

ただ、私どもも、逆に言えば各市町村から委託を受けて、地域の産業連関表、例えば、今ま

での実績でいくと、別府市、由布市、あと豊後高田市の産業連関表というのを作りました。例えば、由布市であれば宿泊業がメインなんで、さきほどの個人サービスとか、大きくくるんではなくて、宿泊業だけ切り出した形で作ったりということをしておりますので、私どもとしましても、そういうところで市町村の方々から意見をいただく中で、作成を手がけるということは可能ではあるかなと思っております。

ただ、なかなか産業連関表を作るというのは、県でいきますと5年単位で作っていますし、データをいっぱい集めるということで、やはりそれだけの期間がかかると。例えば、2015年の産業連関表を作るんですけれども、多分発表するのは2020年ぐらいで、5年前という、遅くなってしまうようなところがありますので、速報性とか、作るのにある程度、私どもでもやはり3か月、半年ぐらいかけて作るようなものになりますので、どこまで汎用的にできるかというのは一つあるかと思えます。

ただ、さきほど麻生委員にお話しいただきましたとおり地方創生では、国も、まち・ひと・しごと創生推進室とかも言っていますけれども、やはり経済循環がどうなっているのかというのは一つ大きく、やはりそれを見ないことには地域の戦略が立てられないと言っておりますので、そういったようなところから、私どもも様々な提案、提言ができればと思っております。

あと、もう一つあるのはデータですね。私どももいろんなところでデータを集めてはいるんですけれども、公的な統計データでしか集められないというか、なかなか時間がかかったり、費用もかかりますので、逆にそういう統計データなどの整備というのは国や県が速報性も高めてしていただけると、こちらとしましても様々な分析ができるかなと思っております。

それと、二つ目が何でしたですかね。（「県外からの滞在」と言う者あり）

それも、さきほどお話しさせていただいたことと、ちょっとつながってくるんですけど、なかなかデータをつかまえるところがどこにあるかというところがありまして、多分、今、麻生

委員が見ていただきました滞在人口の話というのも、基本的にはRESASにデータは出ているんですけども、ある時点、あるときの、例えば、スマホを持っている方からデータを集めて、どこどこにするとか、あと、消費でいくと外国人でVISAカードを使った方がどれほどいてという形でデータが出てきているところではあるんですね。

滞在時間とか滞在人口をインバウンドで把握するデータの整備というのが、多分、そこにあるRESASのデータしかないような状況なんですね。ですので、インバウンドの現状の滞在人口とかがどうなっているかというのは、そのデータ以外ではとれないということがあって、その正確なデータというのは、私どももつかめていないというのが正直なところであります。

ただ、別府には結構韓国の方が増えてきている、韓国の方も団体から徐々に個人にシフトしてきているとかいったような特徴はあったりするんですけれども、なかなか滞在人口、どこに行くとか、どこから入ってきて、どこからアウトしていったかという動きですね、そこはすみません、正直つかめていないというのが現状です。

**麻生委員** ありがとうございます。本当に御苦労されていらっしゃると思うんですね。それで、今回の議会の答弁でもありましたが、官民データの利活用という部分について、利活用計画、そのオープンデータを含めて、やっぱり民間が持っているデータを行政に提供していただくためには、行政も公表しないといけない。そのやり取りの基本計画の方針をしっかりと策定して、その上でやっていく。

オープンデータ式では、鯖江市みたいなところはやっぱり方針をしっかりと、利活用計画も定めて、お互いに責任分野も明確にして、この分の使い方はどうだというようなことを決めてやっていらっしゃると思いますが、そういうことが重要になってこようかと思えます。ですから、幾分なりとも——先日もホルトホールで、先週の金曜日から土曜日か、オープンデータのセミナーをやったりもしているみたいであります。

で、ぜひそういった中で、皆さん方が使える形でやってほしいなど、そういう声も上げてほしいなど。

もう一つは、観光統計調査辺りも、全国の一律の何かそういったところに県が金を結構出して調査委託しているんだけど、これだけでいいのかなというような部分もありまして、むしろ、地場のホテルにしても、旅館にしても、地元金融機関の方が連携、ネットワークをしっかりと張っていると思うんで、逆にそういったシンクタンクに委託した方がいいんじゃないかというような議論も実はあるんですよ。

そうすると、より最新データを活用してやり取りもできるんじゃないかなという気もしていますので、その辺はまたいろいろとお教えいただければと思います。

**玉田委員** 表の資料の内容も含めて、少し教えていただきたいところがあるんですけど、まず、1 ページ目の大分県におけるインバウンドの現状で、右の表の九州で一番少ないのが宮崎県というのが意外だったんですけども、今、大分と宮崎は東九州という軸で、特にユネスコエコパークか、そういう軸も含めて、今、我々も考えようとしているんですけども、まず、研究所側で宮崎県が低くなっているというのは、どういうふうに見立てているのかということが一つですね。

それから、3 ページ目の資料なんですけれども、大分県に韓国の方が非常に多いということで、それで、一人当たりの旅行消費額を見ますと、韓国が最下位ということでびっくりしたんですけど、ただ、平均宿泊数をオーストラリア並みに持っていくと、ほぼスペインの下ぐらいになるんですよ。そういう意味で、韓国は滞在期間が少ないから消費額が少ないと思うんですけど、こちらにもう一泊してもらおうとか、そういうことについて、どういうアイデアがあるのかなということが2 点目。

それと、平均宿泊数なんですけれども、例えば、フィリピン、インド、それからベトナムが平均宿泊数で30 日を超えているんですよ。これは多分、いろんなデータが入っているから

そういうふうになっていると思うんですけども、これはそのまま表どおり受け止めていいのかどうかですね。

それから、もう一つは4 ページ目のところで、さきほどの欧米の誘客についてですけど、例えば、イギリスとかオーストラリアでは、スキー・スノーボードって、アクティビティに対する要求というのがあるんだろうなど。例えば今、ウインタースポーツですと、東京あるいは成田からアクセスのいい長野県、それから新潟県のスキー場は、ほぼ欧米の方でいっぱいなんですよね。長野の新幹線の駅なんかに行くと、もうほぼ外国の方、欧米の方が列を作ってみどりの窓口に並んでいるという状況なんですけど、そういうことを含めて、今、大分で六郷満山の仕掛けだとか、ユネスコエコパークの仕掛けだとかありますけれども、そこをもうちょっと深掘りして、アクティビティの要素を入れる、今、ユネスコエコパークの宇目の藤河内溪谷でやっていますよね。そういうものについて、もう少し深掘りできるような形があるのかとか、その辺について少しアイデアがあったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**川野参考人補助者** まず、1 点目の宮崎県のお話になるかと思います。

これは他県の話なんで、明確にはなかなか難しいところがあるかと思いますが、ただ、私も、ちょうど東九州自動車道が開通するときに、宮崎銀行のシンクタンクさんと福岡にあります九州経済調査協会さんのシンクタンク3 者共同で調査をしたんですけども、その際に分かったことは、大分から宮崎に観光客は余り行っていないくて、逆に宮崎から大分に来る人が多かったというのがあるんです。それは国内なんですけどね。国内的な県内客の話なんですけれども、それは何でかなという、インバウンドじゃないんですけども、一つ言えたのが、宮崎は思ったほど観光資源とか、そういうものがないという結論なんです。

それはなぜかという、どちらかという自然体験とか、サーフィンであったりとか、例えば、高千穂があったりとか、宮崎の方からする

と、高千穂が観光資源だみたいなイメージがどうも強くて、遊園地というの、こどものくにとかあるんですけど、例えば、大分を見ると城島とかああいうのもないし、水族館とかもないとか、基本的に観光資源が少ないという言い方はしておられます。

これがちょっとインバウンドに当てはまるかどうかは分からないんですけど、宮崎の研究所の方と話すと、観光資源の差というのが一つあるのかなと思います。

二つ目の泊まるという、滞在期間を延ばすというところでは、基本的に泊まるということは、イコール何かするということ、泊まるための何かをしなければいけない、泊数を増やすためには魅力、目的がないと、多分泊まらないと思います。

これは国内客にも言えることだと思うんですけど、今、広域ルートの確立というか、基本的に1か所だけで行って泊まると、そこでの1日がそれで終わる、もう終わってしまうと何もありませんので、今の宮崎の話とか、熊本とかでもそうだと思うんですけど、広域的な観光資源のツアーを作るとか、広域ルートの確立とかいうのが必要になるのではないかと思います。

それも、体験型というのも1日で終わるのではなくて、例えば、2日、3日とかいう形にすれば当然泊まるということはあるし、今、エコパークの話もありましたが、そこはやはり県境をまたいでとか、言ってしまうと、市町村の枠も境界ではなくて、できるだけ魅力なりを提供できるかになると思います。

私自身、国東六郷満山のお話がありましたが、非常に大きな資源じゃないかなと見ています。神仏習合というところの、神社と仏閣が一緒になってあるようなところは、やはり先駆けみたいなところでもありまして、日本の中でもすごくポテンシャルのあるところだと感じております。

世界遺産にということで動かれている方もいらっしゃるかと思いますけれども、そうなれば、国東全体が一つの観光資源になりますし、1日では周り切れないとなれば、当然泊数も増える

というようにところもありますので、そういった点で捉えるのではなくて、面で捉えるような観光ルートですね、これはもう一般的な話かもしれないかもしれませんが、これは一つあると思います。

あとは、泊まるということは、イコール夜から朝にかけてということがありますので、やっぱり夜のナイトタイムエコノミーと、最近言われていますけれども、夜型の消費をいかにさせるか、夜の魅力を作っていくか。それは他の地域で夜泊まれることになる、例えば、大分に来たけれども、宿泊は黒川温泉にしようかというふうになると、大分には——さきほどもう、県境を考えちゃいけないとは言ったんですが、やはり地元大分に落とすということであれば、夜をいかに楽しめるものがあるのかとか、夜に何らかの体験観光ができるかといったところは一つ大きな泊まる材料になるのではないかなと思います。

国内客でいえば、いかにアルコールを飲んで、車で帰らないようにするのかというところがあるのかなと思いますし、アルコールツーリズム的な——ツーリズムと言うとおかしいんですが、そういう感じの視点というのも必要なのかなと思います。

3番目が、こちらの統計データですね、フィリピンが28.3泊とか、多いと。これは、すみません、私の説明が悪くて申し訳ないですね。観光客だけではなく、これはビジネスも入っているものになります。ですので、ちょっとこの数字の泊数というのは変わってくるころはあるかなと思います。

ただ、一つポイントとしては、これは今回、1回当たりの旅行消費額ということでお話をさせていただいたんですけど、これはさきほどもお話があったんですけど、1日当たりに直すと、そこは韓国と欧米、そんなに変わらないというか、逆に韓国が多いところがあったりするんですよ。1日当たりの消費額で直した場合でいくと。当然、欧米人だからいっぱい飲食するとか、それはやっぱり胃袋はそんなに変わらないでしょうから、大きさというのはあると



思いますけれども、ただ、やはり泊数が延びるところで宿泊費と、あと飲食費が上がってくるというところで大きいのかなと思いますので、1日当たりで見ると、韓国もそんなには変わらないというところは一つポイントとしてあるのかなと思います。

ただ、泊数については、そういった誤差というのはあるのかなと思っています。

それと最後4番目、アクティビティの話があったかと思います。

これは、非常に長期的に考えるべきところがあるかと思っています。というか、このアクティビティをいかしていくということが、やはりインバウンド客のリピート率を上げていくものではないかと思っています。

さきほど、アジアの方はショッピングが多いとお話ししました。ショッピングというのは、結局、買い物がある程度終われば、物が充足すれば、物を買う必要がなくなるというものになってくるかと思っています。

欧米の方がなぜ、歴史であるかという、やはり先進国が多いということであって、ショッピングで何を買おうとかっていうよりも、その地域にある体験であったり、文化を学びたいというところがあると思います。

その中には、やはり一つエコツーリズム、自然を楽しむとか、例えば、これは韓国になりますけれども、今、オルレをすごくやっていますが、トレッキングというのは非常に韓国の方にニーズがあります。もちろん、欧米の方も自然とか体験というのは非常に興味を持っておりますので、このアクティビティというのは非常にポテンシャルを持っているものではないかなと思っています。藤河内溪谷でのキャニオニングとかスキーとか、様々な大分県の豊富な自然環境、景観も含めてあるかと思っていますので、ポテンシャルは高いのではないかなと思っています。

すみません、さきほど宮崎は観光資源がないと言ったんですが、逆にアクティビティについてはすごく強いんですね。

まず、海はサーフィンがあったり、釣りとかもありますし、逆に今度は山に入ると、今、そ

れこそ延岡辺りで、ある方が日向のひむかですかね、そこですごくそういったアクティビティのいろんなメニューを準備してやったりしているんですね。もしかすると、将来的にはそこがすごくポイントとなって、インバウンドの客をつかめる可能性はあるかもしれないというところがありますし、逆に言えば、エコツーリズムであったり、宮崎とそういうところで連携していくとか、例えば今、蒲江と県境を挟んで延岡と東九州伊勢えび海道とかをやっていますけれども、そういう資源をうまく生かして、ここが拠点となるようなものを作れると、リピートという意味では非常に有効な観光資源になっていくのではないかなと見ています。

ただ、大分は宮崎と違って、一番の強みとして温泉というものが当然あるんで、ここを軸に考えながらですけれども、アクティビティをした後に温泉というのもまた一つのつながりのある、ストーリーのある観光資源の提供のやり方にもなるのではないかなと思いますので、そういったことは一つあるかなと考えています。

**玉田委員** 大分にとって、アクティビティは今からが途上なのかなという思いがあって、例えば、ニュージーランドなんかに行くと、釣りのツアーがあって、湖で釣った魚を近くのレストランで料理してもらって、待っている間にもう一つプログラムを入れられるとか、それはもう自分の選択で、ツアーじゃなくて、そういう町ぐるみのシステムというか、そういうのがありますよね。

それは多分、滞在日数にも影響するんでしょうけれども、そういうふうな、何とかな、新幹線が来ていないから、ゆっくり過ごせる大分、宮崎と——宮崎はあれですが、大分というところで、スロートーリズムみたいな、そういうところをアクティビティとあわせて提案できればいいなというような思いがあるもんですから聞きました。どうもありがとうございました。

**衛藤参考人** 1点補足して申し上げたいと思います。

アクティビティについてなんですけれども、それぞれの地域ごとに一押し

をそれぞれ持っていると思うんですが、当県におきまして対外競争力のあるアクティビティを選び出して、それに向かって集中的に投資をしていく必要があると考えております。

対外客をどの国・地域からのこういった観光客・層に向かってプロモーションをかけていくのかといった明確な目的意識を持って、そのリターンを目指して投資していくというような考え方で開発をしていく必要があるのかなと考えております。

各県、各地域とも、アクティビティの開発は、最近非常に盛んにやっている状況でございまして、その中で外国から見たら、どこの地域の何を目掛けて行くかという、旅行目的の中で選ばれるための努力といったものが一面では非常に重要だと考えております。

**玉田委員** ありがとうございます。安全性の確保と、それから、救急の場合の搬送の問題とか、特にアクティビティにはそういうまたいろんなハードルもあると思うので、ぜひいろんなアイデアを出して、いいものを作りたいなと思っています。よろしくをお願いします。

**尾島委員** 大分県におけるインバウンドの現状を見ますと、今、韓国人旅行者にある程度おんぶにだっこという現状が見えると思うんですが、ちょっと気になりますのは、韓国の方は昔から温泉が非常に好きで、定期的に大分県を訪問する方もいらっしゃったということなんですけど、現状を見ますと、韓国人の方はショッピングを第2の目的にしながら、一人当たりの買物額が非常に少ないんですよ。

さきほど日数の話が出ましたけど、私たちが旅行してもそうなんですけど、日数が少なくても、ある程度買物額というのは旅行の回数で決まるといいますか、その辺が非常に低いのが気になります。確かに旅行代とか飲食については、長いほど増えるのは当然のことではありますが、この現状を見ますと、韓国人旅行者が地元にもたらす経済効果、そういったものが非常に弱いんじゃないかと思っています。

ちょっと質問なんですけど、さきほどの全国的なデータも含めて、ほとんど人数の集計だと

思うんですけど、地域経済にもたらす経済効果みたいな指標とか集計というのはあるんですかね。それが1点です。

それから、ちょっと気になったんですけど、予約のキャンセルが随分あるということなんですけど、団体客のキャンセルがあるのかどうかなんです。特に日本でも、ある会社がちょっと途中でほっぽらかして、旅行者が大変迷惑した事例があったと思うんですけど、外国のこういった団体客を取り扱うような、特にアジアなんですけど、団体客を取り扱うような旅行者、あるいはインターネット予約業者、こういったところの企業の信頼度とか、場合によっては、途中でほっぽらかした倒産の事例とかいうのももしおありでしたら、お願いしたいと思います。

**川野参考人補助者** 今の予約キャンセルの件ですけれども、エージェン트가間に入っているのをキャンセルするという形は、余り聞いたことはないです。エージェン트가入っているところであれば、ある程度の、キャンセルするにしても連絡があったりとかということにはなっているかと思うんですけど、やはり予約キャンセル自体は、個人客が個人で申し込んで、そのままほっぽらかしとか、そういった形の方が多いのではないかと思います。

あと、業者についてのクレームがあるのかというところについて、今のところヒアリングの中とかでは聞いたことがないですね。実際あるのかもしれないんですけども、ヒアリング先の方とか、そこまでお話をいただけていないのかもしれないんですが、そこはちょっと聞いたことは、私どもの中ではないです。

**衛藤参考人** お尋ねいただいたことに少し関連するかなと思うんですが、正当なキャンセルですね、予約サイト等で、例えば、2週間前まではキャンセル料不要ですというような取決めがなされているケースが大半なんですけれども、外国の旅行会社では、旅行社によっては、すごく大量の予約を入れて、キャンセル料がかからなくなる日の前日にドンと落とすというようなスタイルで予約をする方が、日本人のスタイルではそういったのはないんですけど、外国の中

ではそういったスタイルで予約システムを使われる方というのは、一部のホテルの方からはヒアリングの中でお話がありました。

それはちょっと、システム全体の問題ですけれども、少し悩みになっている感じでございます。

韓国の方の落とすお金の小ささは、麻生委員がおっしゃったように、どんどんゴルフに行っていて。 (「ゴルフは結構多い」「おまけに経営も韓国資本やけん」と言う者あり)

なかなか物として購買行動は少ないというのは、やっぱり言われております。

**尾島委員** それで、韓国の方は政治不安とかがあって、将来的には違うところ、台湾とかいう話が出ていましたけど、こういった調査を全て旅館、ホテルでやられていますよね。この資料については。(「はい」と言う者あり) 例えば、お土産という観点からいくと、中国の方が非常に爆買いを——今ちょっとおさまったみたいですが、そういう傾向もありますので、免税店やお土産を扱うような、そういったところの意向というのも調査されたことがあるんですかね。ここよりもこういうところの人に来てほしいという点には一番敏感だと思うんですね。

**川野参考人補助者** 直接的にといいますか、これはもう委託調査——私どもからすれば受託調査になりますけれども、クルーズ船の調査ですね。自治体から受けて実施したことがありまして、そのときにいろいろと経済効果を出すというようなことがありまして、免税店などからは、いろんな売上げとあります。どのぐらいの数字があったかというのを調査したことがあります。

ただ、なかなかやはりそういった調査が最近では、6年ぐらい前の話なんで、まだインバウンドがここまで活発になっていなくて、クルーズ船が入ってきていてというような状況だったんで、内容的にどこまで分析ができるというところまではいっていないところがありました。

ただ、当然、電化製品を買って、そのときはクルーズ船に乗ったりしているところがありましたので、ある程度の経済効果——そのとき経

済効果ということで発表させていただいたんですけれども、見れる部分はあったかなと思います。

ただ、クルーズ船なり、インバウンドだといえますけれども、例えば、東京と大分を比べたときのショッピングとかお土産というものは全然違ってくるものだと思います。置いてある商品も全然違いますし、じゃ、大分に来て電化製品をどれだけ買って帰るかとなると、やっぱりちょっと違う部分もあるのかなと思いますので、大分ならではのお土産とかという部分をいかに打ち出していくのかというところがやっぱり必要なかなと思います。全国的な数字よりは、やはり消費というのはどうなのかなと思ったりはしますけど。

**尾島委員** 大銀さんにぜひいろんな調査をしていただいて、大分県の海外戦略のアドバイスをいただけるようなことで質問させていただきましたので、今後ともよろしく願います。

**川野参考人補助者** すみません、1点、経済効果の御質問をいただいたんですが、経済効果につきましては、今、そういったクルーズ船の調査とかをさせていただいたり、ワールドカップの——ワールドカップはちょっとあれですけれども、明確にインバウンドで経済効果がいくらかということを出したのは、過去ありません。

ただ、当然宿泊者とか、訪日外国人の数字が分かったり、消費額がいくらぐらいというのが分かれば、経済効果としてはじくことは可能であるかなと思います。

**麻生委員** ラグビーワールドカップの大分開催に関わる経済波及効果が253億円という算出をいただいていると思うんですが、これは前提条件によってもかなり変わってくるんじゃないかなと思うんです。

例えば、サッカーのワールドカップのとき、大分で3試合ありましたが、あのときも想定していたのと、実態がどうなったのかなというのがよく分からんままというかね。

あのとき、西鉄バスとかが禁じ手を相当使って、試合当日に福岡に宿泊している人を乗せて、ガンと松岡のパーキングエリアに来て、高速

道路で降車させて、直接行かせて、終わったらそのまま帰ったとか、想定外の動きが相当あったし、JR九州にしても、臨時便特急をがんがんにやったりとか、ありとあらゆることがあったと思うんです。

そういった部分をしっかり検証して、禁止手をしっかり防御して、漏れバケツにならんようにしっかり落としていくことが重要だろうと思うんですが、その辺の部分について、サッカーのワールドカップのときにはどうやったと、来年に向けて、今からそうならんように、この辺は特に禁止手をもう塞いでおくと、そして、全部大分に落ちるみたいだね、その仕掛けというのは今から相当準備しとかんといかんのじゃないかなと思うんですが、その辺についての大分の経済界の意識とか、あるいは、行政とか政治がもっとこうした方がいいとかいうのがあれば、ぜひ社長、教えてほしいなど。

**衛藤参考人** 今お話いただきましたように、253億円という数字は前提として、官民あげて努力をしていく前提の数字でございます。それを実現するためには、やっぱり県内にお金が落ちる仕組みづくりが非常に重要だと思っております。いかに県内に宿泊してくれる人をひいきするかということだろうと思っております。

もし仮に、私が福岡県の旅行者者だったら、今頃は一生懸命バスの手配に走り回るだろうと思っておりますので、裏返せば、例えば県外に宿泊して旅行会社の催行したツアーのバスは競技場のエリアへ入れないとか、県内宿泊施設に限って送迎バスについては競技場に横付けしていいとか、県内にお金を落としてくれる人を、どうやってひいきしていくかということがポイントだと思います。

それについては、私たちもどんどんアイデアを出していきたいと思っておりますし、官民あげて、もう細かいアイデアの積み重ねでひいきしていく仕組みを作らなきゃいけないと問題意識を持っています。

**麻生委員** RESASのアイデアコンテストの最終審査まで残った10グループの一つに、瀬戸内海のクルーザーが4艇あると、稼働率が1

0%そこらということ、ほとんど遊んでいるというような話も聞いたんですけど、ウォーターフロント研究会の会長も御社の関係でありますので、大分の海岸線とか瀬戸内海というのは、インバウンド客にとっては物すごい魅力だと思うんですね。特に別府湾からの借景ね。そこで、あるクルーザー、高級クルーザーを全部調達して、宿泊も何日か前から西大分付近に無料で係留をどうぞとして、あそこら辺にも、かんたん港園辺りにもそういう海からのファンゾーンみたいなのを作っておいて、クルーザーの中で寝泊まりして、温泉もいっぱいありますし、別府でもいいし、何かそういうような仕掛けとか仕組みなんかをやるとおもしろいのと違うかなと。

そういったことを1回やれば、それはレガシーとして、何か次の観光需要にも問題提起ができるでしょうしね。何かちょっとおもしろいような提言も含めて、そういうRESASのおもしろい提案のアイデアコンテストとかアプリコンテストなんかをフル活用して、大分でワールドカップのときできるやつをがんがんにやってもらいたいという思いでありまして、それはもう、やっぱりシンクタンクであるところしか仕掛けができないところがあるかと思っておりますので、ぜひ経済同友会とか経済界5団体に仕掛けをしていただいて、やっていただければありがたいなと思っております。お願いしておきたいと思っております。

**吉岡委員外議員** 日本に入られる観光客は大体アジア系なんですけど、温泉は、まず家族が多いんですかね。それで、よくお見受けするのは、台湾の若い女性って、結構グループで来たりしているんです、湯布院とかに行ったら。韓国の場合、大きなツアーで家族ぐるみで来て、台湾は結構個別グループで来ているのかなと、ちょっと見た感じがね。中国の場合、消費量も高いんですけどね、中国はどういう感じで来ているのかなという、国別でちょっと違うのかなというのがあったのと、男女別の、女性の割合が多いとか男性の数が多いとか、そこら辺が分かったら教えてください。

**川野参考人補助者** 男女もありますけど、今の

流れを言いますと、昔、台湾の方っていうのは一族郎党で来ていたわけですね。2000年前後に来ていたというのがあったんですが、今はどちらかというところ——ただ、グループが多いのは多いです。個人客も増えてはきていますけれども、グループとか、家族とか、団体で来るような形が多い。

韓国の方も、昔は団体客が多くてというところがあつたんですけども、最近、結構個人客が増えていまして、個人客の中でも女性のグループとかが、例えば、湯布院に泊まりに行くとかいうのが増えているというところがあります。

中国は、個人客も増えてはきているんですが、まだ個人客というよりは団体客だということだと思います。

**吉岡委員外議員** じゃ、これから国の経済が豊かになってくると、バアッと来るところから個人に、そして、やっぱり世界遺産的なそういう文化まで行くという、そういう感じね。

**川野参考人補助者** 日本人も昔は団体客でヨーロッパに行っていたのが、もう今は個人で行くようになってきたように、基本的には、初め団体で来ていた方が多かつたんですけども、韓国の方とか、個人で行くようになってきていますから、中国もいずれそうなっていくのではないかなと思います。

**吉岡委員外議員** 分かりました。ありがとうございました。

**二ノ宮委員外議員** 質問というよりも、ぼやきなんですけど、私、由布市に住んでいます。県議になって由布市全体を、また言えば大分県全体をなんですけど、とりあえず由布市からいろんなことをやって、それが大分県全体に広がればいいなというような考えで、ずっといつもやっています。

観光といえば、別府と湯布院と日田とか、ポツとあがってくるし、観光客の数を見ても、600万人とかいうすごい数が来ており、そのインバウンドということでもお客はいっぱい増えているんですけど、例えば、由布市という狭いエリアから見ても、本当に湯布院の一部の人たちだけが恩恵を被って、それが由布市全体に広

がっているかというところ——大分県全体でも一緒だと思っただけですね。佐伯は増えているか、じゃ、竹田が増えているかというところ、ほとんど増えていないでしょう。それをいかにして、最低でも私の考えだと、湯布院の中の由布市内にしたいという考えです。

今、湯布院の旅館を見ても、例えば、自分の中にバーを持って、そして、お土産まで持って、もうほとんどそこで完結をさせようとしている。だから、夜出てとかいう、昔みたいにドンチャン騒ぎしてとかいうようなことが、別府でもほとんど少なくなっていると思っただけです。

だから、そういう意味で、地域の経済的な効果というのはなかなか広がっていないと思います。だから、それをどうやって広げるかということが、僕が一番の役割だと思っただけです。

例えば今、お土産店とか食堂とか、特にお土産店は、湯布院なんかでもほとんど外から来ていて、もう利益はみな持っていくというような、そういう形なんです。じゃ、どうやって地域に広げるかということ、僕がさっき言ったように。

そういう中で、例えば民間とか、それから六郷満山はすごいと思っただけですよ。これを見ても、今、ヨーロッパの人なんていうのは、その地域のことを知りたいとか、一番そういうのを望んでいるのに、それがうまくセッティングされていない。だから、そこをどうやってセッティングするかというのを、僕なんかはもちろん考えるんですけど、プロとして、そういう情報提供をしていただきたい。

例えば、一番いいのは修学旅行生ですね。修学旅行生はどうしても湯布院に泊まりたいと言っただけですね。今度は、200名をどこかで体験的にしたい。じゃ、由布市の中で民泊が今、24、5軒しかないです。それで賄えるかというところ、賄えない。そして、じゃ、安心院までやると、先生たちがそんなに遠くだとだめですよということで、それがキャンセルになると。

逆に言えば、行政としては民泊をいかに今から増やすか、やはりこんなに4千万人、5千万人、6千万人と、今からは恐らく観光客が増えていく、じゃ、それをいかに地域の中で経済と

して取っていくかという、そういうところに視点を向けないと、なかなか難しいなち。それは分かっているんですけど、それがなかなか行政としてはできていないということ。

だから、例えば、私なんかヨーロッパの方に旅行に行ったときに、イタリアであればミラノかどこかということで、本当に行きたいところはどこかにあるかもしれんけど、団体的なそういうツアーに組まれていたら、もうそこだけしか歩かないと。

だから、今、外国から来たときに、もし大分県でいえば、湯布院と別府だけだと思うんですけども、それを六郷満山にどうやって結び付けるかとか、だから、4月1日に由布市のTICができるんですけど、そういう役割をやはり県としても大きく予算化しながら、湯布院というものをつかんだら、それに六郷満山が結び付いているとか、由布市の中の由布川峡谷が結び付いているとか、そういう情報提供ができるようなやり方をしないとだめやないかと、頭の中でずっと考えちよるんですけど、それをなかなか県に言っても実行してくれないし、なかなか難しいんですよ。

そういうことについて、私のぼやきですけど、何か考えがありましたら、ぜひ聞かせてください。

**衛藤参考人** おっしゃるとおり、面で捉える考え方というのは、今後は非常に重要になってくると思います。

もう一つは、産業連関の中で県内に歩留らせるための仕組みづくり、いずれも求められることだと思いますけど、まだ実際には検討が始まったばかりで、これからいろんなところで議論を経て、実際に政策なり、活動に落とし込まれていくのかなというのが現段階だろうと思います。

我々も、できるだけいろんなところで話題にしまいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**二ノ宮委員外議員** 観光地なんかの仕掛けというんですかね、例えば、富良野とか、いろんなところでスキー客が何とかということになって、

私のところには由布川峡谷ってあるんです。地元の人ほとんど行かないんですけど、年間に大型観光バスが150台も来たんです。そうすると、そのキャニオニングで大体600人から800人ぐらい来ていると。それも誰かが仕掛けたんですね。

だから、そういう具合に何か仕掛けというか、六郷満山の仕掛けも何か、あんなに素晴らしいものがある、整備というのももちろん先なんですけど、やっぱりまず情報をうまくすることによって、爆発的に人が来るんじゃないかと思うんですけど。

**川野参考人補助者** 基本的に、私どもがいいものとしているものが、案外違っているとか、さきほどもターゲットとかニーズとかっていう話をしましたけど、何が求めているものなのかというのを明確につかまないとイケない分もあるかと思えます。

私どももいろんなまちづくりのお手伝いとかをさせてもらう中で、例えば、県外の人と話しても、全然大した観光資源じゃないなと思っていて、すごくいいものだとか言われることもあったりはするんですけども、そこを相手にいかに伝えていくかということが非常に大切になるのではないかなと思っておりますし、さきほどのインバウンドの方がお金をいかに落とすのかって話になるんですけども、まずはそれも逆にこちらから発信して、こういうものがあるというところをしっかりと伝えていかないと、多分、外国の方は大分と言ってもぴんこないですし、別府とか湯布院とか言っても、なおさら分からないかもしれないんで、やっぱりそこをしっかりと、いろんな地域とも連携しながら、PR、アピールして行って、仕掛け作りを行っていくということも大切なことだなと思えます。

**麻生委員** 具体的な方策も全部書いちょうよ。由布川溪谷、データちゃんと出ちょうよ。各市町ごとに全部ある。（「そうですか」と言う者あり）

**油布委員長** いいですか。

最後に、私からお礼を申し上げます。

大銀経済経営研究所の皆さまからいただいた貴重な御意見を参考としながら、大分県の振興に県議会としても全力で取り組んでまいりますので、今後とも御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

今日は、ありがとうございました。

ここで、暫時休憩します。再開は、午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

**油布委員長** 総務企画委員会を再開します。

予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

審査いただく案件は、今回付託を受けました議案13件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち国民文化祭・障害者芸術文化局関係について御説明を申し上げます。先日の予算特別委員会での説明と重複する部分がございますが、お許しをいただきまして、もう一度説明させていただきます。

初めに、お手元にごございます平成30年度国民文化祭・障害者芸術文化祭局予算概要の2ページをお願いいたします。

(1) 一般会計の左側の欄になりますが、国民文化祭・障害者芸術文化祭局①の予算額(A)計の欄に記載していますように、当局の30年度当初予算額の総額は10億4,852万5千円でございます。

その行の一番右になりますが、前年度対比の欄でございますが、29年度当初予算額(B)と比べまして7億7,785万1千円の増、率にして対前年度387.4%の伸びとなっております。

これは、平成30年度がいよいよ本番となる

国民文化祭の開催経費約6億1千万円の増、それと全国障害者芸術・文化祭の開催経費約6千万円の増などによるものでございます。

なお、個別の事業につきましては各所属長から御説明を申し上げます。

**高橋企画・広報課長** それでは、企画・広報課関係の事業を御説明いたします。

予算概要の9ページをお開き願います。

事業名欄のところ国民文化祭開催事業費8億2,860万8千円でございます。

この事業については、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の成功に向けまして、開・閉幕行事等の県事業、市町村や団体が行う芸術文化事業の支援、広報や受入態勢の整備を行うもので、実行委員会への負担金が主なものとなります。

具体的には、お手元にごございます委員会資料1ページを御覧いただきたいと思っております。

上段は国民文化祭開催事業費でございます。左上の方からまいります、県事業の推進3億7,063万5千円でございますが、これは開・閉幕式典及び県民参加で作らあげるステージ事業、日本舞踊や洋舞踊の祭典等の事業を着実に実施するための経費でございます。なお、オープニングステージにつきましては、一般公募による出演者約200名が12月から月2回程度、練習をしているところでございます。また、機運の醸成を図るため、100日前、50日前などの節目にプレイベントを実施いたします。

その左側の枠でございますが、市町村・団体等支援3億6,001万3千円でございます。これにつきましては、県内を五つのブロックに分け、それぞれテーマを設定して地域別・分野別事業を行うこととしてございまして、事業主体となる市町村実行委員会、あるいは芸術文化団体に対して助成等を行うものでございます。補助率はいずれも3分の2ということでセットしてございます。

次にその左下の枠、県内外からの観客等の受入準備1,912万6千円でございます。これにつきましては、県内五つのゾーンをめぐりながら、伝統芸能や地域の祭り・食などを芸術文

化事業と一緒に体験して楽しんでもらうカルチャーツーリズムを進め、ツアーを販売するとともに、運営ボランティアの研修やトラベルセンターの設置などを行う経費を計上しています。また、障がいのある方々の受入れを円滑に行うため、タクシーのユニバーサルドライバーというのがございますが、こちらの研修養成の支援も行う予定でございます。

さらに、その右側の戦略的広報の展開の枠4, 277万1千円を計上してございますが、県内外から多くのお客様に来ていただくため、SNS等の活用や県外でのパブリシティ活動など様々な手法を用いて県内外に情報発信を行います。**秋月事業推進課長** それでは、事業推進課の予算を御説明いたします。

予算概要の12ページにお戻りください。

左側、事業名欄にございます全国障害者芸術・文化祭開催事業費7, 623万5千円でございます。

この事業は全国障害者芸術・文化祭の成功に向けまして、各種の障がい者芸術・文化事業を実施するものです。具体的には、さきほどの委員会資料1ページにお戻りいただき、下の段を御覧ください。まず、左側の県事業の推進7, 160万2千円でございます。

①県主催事業の実施では、様々な形で障がい者アート事業を展開することとしております。まず、展示事業では、障がい者自らが芸術活動に参加し、発表する機会となる公募作品展や全国の障がい者アート支援の取組紹介のほか、触れることができ視覚以外で楽しめる作品展示や手話などを使って聴覚障がい者も楽しめる人形劇などを実施いたします。

ステージ事業では、障がいのある方とない方が共につくりあげるダンスや音楽の発表を実施いたします。例えば音楽のステージでは、公募参加者や特別支援学校による合唱の発表などを行いまして、多くの障がい者に一緒に歌う楽しみを感じていただきたいと考えております。

交流事業では、障がい者のアーティストを県内の小学校へ派遣いたしまして、一緒に創作活動を楽しむワークショップや障がい者アートの

取組定着を図る地域ミーティングを実施することとしております。

全国連携事業におきましては、本県とサテライト開催の都道府県が連携いたしまして、障がい者アートの活動支援や活用に向けて情報交換やネットワークづくりを行うためのフォーラムを開催いたします。

次に②プレイベントの実施では、劇場鑑賞ワークショップとして、劇場等での鑑賞マナーを御説明し、劇場の環境に慣れていただき鑑賞の楽しみを知っていただく体験会を実施いたします。その際には、劇場関係者等を対象とした受入側のスキルアップ研修もあわせて実施することとしております。

次に資料の右側でございます。市町村・団体等支援の98万2千円です。①障害福祉団体主催事業に対する支援にあります、展示事業のときめき作品展につきましては、大分県障害者社会参加推進センターが文化祭事業として実施する経費に対する補助を県で直接執行するため、実行委員会負担金とは別計上としております。また、②の市町村実行委員会事業に対する支援につきましては、資料上段の国民文化祭開催事業費の右上の市町村・団体等支援の①市町村実行委員会事業に対する支援の一部再掲となっております。

次にその下の人材の育成の313万円では、ステージ事業の音楽祭やダンスフェスティバルの参加者に対する練習を実施し、障がいのある方とない方の交流促進を図ってまいります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**堤委員** この前の予算特別委員会で、これは皇室が来るから警備、警察の強化をしていきましようと言うたけれども、あと障がい者の方もいろんな人が来ると思うね。

会場は総合文化センターになると思うんだけど、その混雑というか、そこら辺の配慮というのはどうしようと考えているのかな。

**高橋企画・広報課長** 混雑するというのは会場に行くための混雑ですか。

**堤委員** 中に入る場合、手荷物検査とか、いろ



いろするやろ、その場で。

**秋月事業推進課長** 一般の御入場者につきましては、さきに皆さま方に周知をして、受付をしまして、その方々に入場の整理券をお配りするようになっております。

そのときに、障がいのある方については、例えば、地下の駐車場を御利用いただけるように、前もって申出いただければ、下の駐車場を手配するようにしておりますので、そういったところでしっかりと配慮して警備関係を整えていきたいと思っております。

もちろん館内の動線につきましても、障がい者の方々にしっかりと配慮して、動線が確保できるように誘導もしっかり行ってまいりたいと思います。会場内も情報がちゃんと伝わるような席の確保であったりとか、車椅子の確保もしっかり行っていきたいと思っております。

**堤委員** それもそうやったけれども、入場者の今度、手荷物検査とか本人確認を入場ごとにするわけやろ、じゃないかな。（「そうです」と言う者あり）だから、そのときに我々の感覚からすると何か一挙に時間的にわっと来るじゃない。そうすると手荷物検査とかいろいろすると、そこで混雑して、なかなか入れないという状況が一方で生まれるんじゃないかなという危惧があるわけ。そこら辺の態勢というのはどうなっているのかなということ。

**秋月事業推進課長** その辺りも今からしっかりと御意見を聞きながら整備していきたいと思っております。

**堤委員** はい、分かりました。いいですよ。

**麻生委員** 残り半年ということで、今回の人事を見て企画・広報課長も交替されると認識したんですが、広報のプロフェッショナルは、今日お見えになっていらっしゃるのかな。

**土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長** 今日は来ておりません。（「この場には」と言う者あり）委員会のこの場には来ておりませんが。

**麻生委員** 何ていう人で、どういった方なのかというのをまず教えてほしいというのが1点と、やっぱりSNS等による正確な広報というお話であります。今年度の奈良県だったかな、そ

の前の愛知県、特に奈良県は結構関係者、団体の方々も次年度開催の我々何らかの関わっている者に結構フォローしたりとか、アプローチして、すごい情報発信を寄せてきたんですね。だから、それに比べると大分県はどうなっているのかなと、ちょっと心配になったもんですから、その辺りをお伺いしたいし、県内に向けてのキャラバン隊と、県外向けのキャラバンについて、アイドルユニットグループなんかを使って、今までここ数年の開催地では県内キャラバンと県外キャラバンを徹底的にやっていたんですけれども、全く見えないもんですから、盛り上がっていないという部分も含めて、県内キャラバン、県外キャラバンを具体的にどうするかということをお聞かせください。

それから、やっぱりはっきり言って国文祭と言っても、国内キャラバンと言っても、そんなに関心はないという実感です。ということは、来年開催はどこなのか、再来年開催はどこなのか、どこまで決まっているのか分かりませんが、そういった関係者に徹底的にアプローチすることも大事でしょう。

今年度の奈良県、あるいはその前の愛知県、その前の鹿児島県とか、そういったところも徹底的に集中的にアプローチする必要があるかと思うんですが、それプラス九州管内と、近県、四国、山口、この辺りにアプローチせざるを得ないんだろうと思いますが、そういった具体的なことについて、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

**高橋企画・広報課長** この後、報告で多少その辺も触れますけれども、今御質問のあった4点についてです。

まず、広報ディレクターの話です。今日、実は大分に来ているんですが、この場にはちょっと来ていないんですけれども、市川靖子さんという方、年齢は40代でございます。きれいな女性でございますが、芸術関係に非常に造詣が深く、前職は横浜美術館で広報の関係とか、もともと森美術館で南條史生さんの下で仕事をしていたという方で、非常にそういう美術館関係のネットワークを持っていると。本人の顧客

リストは1, 800人ほどの関係者を持っているということで、実は表にはまだ出ていないんですけれども、今、水面下でいろんなところでお話をさせてもらっています。

例えば、1年前イベントのときに「芸術新潮」とか「美術手帖」とか、そういったところの記者さん呼んで、エクスカージョンをして、そこで結構ため記事を書いてもらったりという活動もしていますが、何せ、すごいビッグイベントがあるんですが、この4月にある県の実行委員会が終わってから、その辺のビッグプロジェクトをオープンにしようという作戦でやっていますので、まだ表に出すのは、もうちょっとお待ちいただきたいんですが、その点はですね。

ということで、非常に今もいろんな出版物について一々口を出して、ここはこうした方がいいという適切なアドバイスももらっています。そういった方で、全幅の信頼を置いてごさいます。

それから、SNSも、その市川さんを通じたものとか、あるいは今、我々には、おおい大茶会手伝い隊とか、どっと来隊とか盛り上げ隊、あとの質問にも関連しますが、県内のキャラバンがあります。この盛り上げ隊、各市町村1人か2人ずつ、今、21名いるんですけれども、例えば、源流太鼓の方とか、津久見の扇子踊り娘とか、有名な方は中津のカルタの名人、永世クイーンの楠木さんなんかにもなってもらって、イベントなんかでも活躍してもらっている。県内はそんな感じ。県外はまた後で言いますが、そういったこととか、SNSを活用して、積極的にやっています。フェイスブック、それから、インスタグラム、ツイッターで、おおい大茶会と検索していただいたらパパッと出るので、一度御覧いただきたいと思っています。そういったことでやっています。

キャラバンは県内はそういった形で盛り上げ隊で随時やっていますし、今、100ぐらいのイベントを、もうほとんどやっていますけれど、市町村で展開しています。

県は、昨年10月1日にそこでやりましたけれども、期間中かなり4万5千人ぐらい来て、

そのときも盛り上げ隊に一生懸命やっていただいた。

それから、県外につきましては、さきほど言ったように、これからばんばんとやります。

まず、県外の記者会見を東京で5月に予定しております。また詳細は、中身と一緒にオープンにできる時期がございませうけれども、そういったところで記者会見、それから、いろんな美術館とか、そういったところでも文書を出したりとか、そんな活動もしたいと考えております。

それから、関心が薄いと。基本的には大分県もそうでしたけれども、去年の奈良の最終の閉めるときに大分県が行って、そこで穴井さんを御披露したりしたんですけれども、大分県の次は新潟県、その次は宮崎県ということで、実はそういった方々もちょくちょく大分県にアクセスをしてくれています。いろんな情報を共有していますので、それは麻生委員の御指導もいただきながら、PRも含めて、これからかなりオープンにできる場所も出てまいりますので、ノウハウも含めて伝えていきたいと考えてございます。

人事の関係は、ちょっと私の知る所じゃないので、大変申しわけございませうけれども。**麻生委員** 今、おおい大茶会のアカウントで発信していると。問題は、国民文化祭、そして、全国障害者芸術文化祭とおおい大茶会という部分がなかなか結びついていないと思うんですね。だから、そのところを、もっと工夫して努力をする必要があるということを目指しておきたいと思ひます。

やっぱり実際にお越しいただくのは県民と近県の方なので、先日もちょっと四国の話をしましたが、文芸の世界と俳句とかいう部分は、やっぱり松山とか、あそこら辺にどれだけ情報発信するか、お越しいただくか。それにはパスもSUNQパスみたいな割引チケットとか、そういったものをやっぱりこの際にしかり作っておく必要があろうかと思ひますので、そういうアプローチも関係機関にしかりと所管課として、徹底的にやっ、変えていってほしいと思ひます。そのことを強く要望して終わります。

**油布委員長** ほかに御質疑ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** なければ、これで終わります。

なお、この採決は企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

それでは、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**高橋企画・広報課長** それでは時間をいただきまして、御報告させていただきます。広報及び観光・おもてなしの関係について御説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

まず、上段には今回の国民文化祭の三つの基本方針でございます、「街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り」「新しい出会い、新たな発見」「地域をつくり、人を育てる」この三つの基本方針に基づいて、下段の枠にあるように三本柱で、一つ目は県民の参加、二つ目に新たな客層の獲得、三つ目は隅々まで届ける広報、この三つを柱にして取り組んでいるところでございます。

具体的には下の3ページを御覧ください。

まず、県民の参加でございます。これにつきましては、①の広報ボランティアを積極的に活用してございます。さきほどちょっとお話しましたが、おおい大茶会手伝い隊——これはSNSなどでそれぞれ身近な情報を、例えば練習風景に行って写真を撮ったというようなことを発信していただくということで、現在、7,500名ぐらいに登録をいただいております。まだまだ、どんどんと増やしていく予定でございます。それからおおい大茶会盛り上げ隊につきましては、キャラバンを含めてやっています。おおい大茶会撮るとき隊はビデオボランティアでございます。こういった活動です。

②の企業との連携についてでございますけれども、例えば自社製品に大会ロゴマークを載せてもらったりとか、社員にピンバッジを着けてもらったりということで、かなりこれも広まってきたかなと思っております。これも含めて県民総参加、企業も含めて総参加

ということで取組をいただいているところでございます。

③の街ぐるみの広報でございますが、シティドレッシングはこれまでの取組に加えて7月から直前に向けてのぼりを立てたりとか、一段ギアをあげて取り組んでまいります。また、メディアへの出演ということで、これまでテレビ番組なんかでも取り上げていただいているんですけど、障がい者の関係もあり6月からはラジオ番組でも定期的に出演者に出てもらおうということで計画をさせていただいております。

資料4ページをお開きください。

二つ目の柱、新たな客層の獲得でございます。

大変申し訳ありませんが、今日はこの場にはおりませんけれども、広報ディレクターの市川さんの下に、①メディア広報ということで例えば画廊、美術館、それから芸術関係者のネットワークを活用いたしまして情報発信をしたり、あるいは旅行雑誌や芸術雑誌記者へのアプローチをしたり、例えばさきほど申し上げましたけれども、一年前イベントのときにはこうした記者を招いて県内でエクスカッションをやりました。来年度はそれが記事になって、オープンになるというお話もいただいておりますので、そういったことも着々とやっております。また、若者に訴求をいたしますSNSのインフルエンサーの方々に対しても、繰り返し情報提供を行っているということでございます。

②のイベント活動のところですが、これまで県内で1年前イベントや市町村のプライベートで広報活動を行ってきましてけれども、今後特に県外において東京での記者会見を予定してございますし、東京国立博物館——ここにちょっとコネがありまして、そこにブースを出したりできるということなので、そういった場面も活用したい。あるいは、アートブックフェアというデザイナーやクリエイターがものすごい展覧会を天王洲アイルで毎年やっているんですが、そういった場面を活用して情報発信をしていきたいと考えてございます。

資料5ページをお開きください。

三つ目の柱、隅々まで届けるということでは

が、まず、①各種広報ツールを活用ということでございます。これまでもかなり学校や商店街などにパンフレットやチラシ、ポスターなどを配ってございますけれども、学校も新学期になりますと全部それを入れ替えるということなので、その際にまた、ポスターをしっかりと貼っていただくということで改めて配布する予定でございます。また、右の方に写真を何枚か資料として貼り付けてございます。まず大分空港ですが、2階に上がるメインの階段ですけれども大きなバナーを付けております。それから隣は大分駅のエスカレーターですが、ちょうど今これはラグビーをやっていますが、直前に向けてまた我々がこの陣地を取りますので、とても広報効果があると思っております。ここにおおいた大茶会のバナーを付けると。その下はフォーラス、今工事をしていますけれども、そこの工事の壁面に目立つようにやっています。その隣は工事の看板ですが、これは県の建設業協会と障がい者団体が協定を結びまして、工事用看板に障がい者アートを掲示してPRできるということになりました。実は4月から県発注工事は1千件くらいあるんですけれども、それぞれ10枚ずつくらい貼れば、結構な数になります。そういうことで障がい者アートのPRもやっというお話をしていただいておりますので、しっかりやっというと考えています。その下はラッピングバスです。これは今大分市内を走っております。かなり目立つラッピングバスなんですけれども、これをほかの地域でも走らせるような手配をさせていただきますので、いろんな地域で目にするようになるのかなと思っております。

次の6ページ、観光・おもてなしについてでございます。

まず、観光についてでございます。今回の文化祭はこれまでと一味違った大分らしいものということで我々取り組んでございます。そのため、文化祭事業そのものの魅力を高めることがもちろん大事でございますが、それに加えて県内各地の食ですとか、あるいはいろんな体験—お祭りだとかそういったものを組み込んだカルチャーツーリズム、これが正に大分県らしい

文化祭の目玉なんですけれども、このカルチャーツーリズムを進めてまいります。そのため今年度は①のツアー商品の造成、実に183か所ですね、地域資源の調査を行いました、その結果を取りまとめて、祈りの谷、出会いの場といった五つのゾーンごとにツアーを今造ってございます。あわせて、そのゾーンを結びつける広域のツアーも今検討しているところでございます。モデルコースを作成しているところでございます。それに加えて、障害者芸術・文化祭もセットになっているということも含めて、ユニバーサルツーリズムという、どんな方でも楽しめるツーリズム、障がい者向けのツアーも今検討しているところでございまして、これを基に②の販売・PRのところですが、トラベルセンターを7月に設置しようということでございますが、一般の売り出しは7月に向けていろんな値段の詰めとかもございまして、もっと早くからというのはちょっとできません。ちょっと早すぎるということで相談もあったものですから、最速で7月から一般向けに売り出すという方向で進めているところでございます。

資料7ページをお開きください。

今度はおもてなしの、ボランティアの話ですが、こういった大規模な大会の運営につきましては、ボランティアの協力が欠かせないということでございます。今回の文化祭については、運営、環境美化、観光案内等に延べ千人程度いるのではないかとということで検討しているところでございます。こうしたボランティアの皆さんには、障がい者への対応も含めて研修を行うこととしており、文化祭終了後もそのノウハウが、来年のラグビーワールドカップにもしっかりつながっていくように考えているところでございます。

最後に8ページをお開きください。

3来県のおもてなしの①案内・装飾でございますけれども、来場者が迷わずに会場まで来ることができるように、案内誘導をやります。それも統一したイメージで、サインを作ることによって考えてございます。空港、大分駅、別府駅などに臨時の案内所を作ろうということで今

検討させていただいています。そこでは文化祭情報とか観光情報を発信する計画でございます。②の接客につきましては、三つ目のポツのユニバーサルドライバー、これは車いすの取扱いとか乗降時の介助とか、あるいはお客さんとのコミュニケーションの研修制度がございます。これは全国的に取り組んでいる研修なんですけど、県のタクシー協会がその辺りをコントロールしていただいていますので、そういった養成研修に対しても支援をしていきたいと考えてございます。③その他のところでございますが、一番下の県民によるおもてなしと書いてございますけれども、おおいとうつくし推進隊というものがございまして、全県で120団体くらい自主的な環境美化活動をしていただいています。今回の国民文化祭にあわせまして、県民総参加という取組もあり、この環境美化の視点でおもてなし活動をしていただけるとの話もいただいておりますので、期待をしているところです。

こういった取組により、大分県らしい文化祭をぜひ成功につなげていきたいと考えてございます。議員の皆さまにも御協力、御支援をいただけるようお願いいたします。

それと最後になりますが、4月27日に県の実行委員会がございまして、それに向けて各市町村においても、出演者の交渉といった最後の詰めをしているところでございます。それぞれ各市町村の事業は、いずれも趣向を凝らして素晴らしいものができつつあります。本当にびっくりするような方が来たりとか、素晴らしいものができつつありますので、その内容については県の実行委員会での承認を得た後に大々的に広報してまいりたいと考えてございますので、どうぞ御期待いただきたいと考えております。

**油布委員長** 説明が終わりました。ただいまの報告について、御質疑はありますか。

**玉田委員** ボランティア団体が今しっかり作っているということなんですけど、ちょっと今説明を聞いて、ふと思ったんですが、例えば、今、大分県内にいる、仕事で働いているヘルパーさんとか、それから、要するに職業として介護している人たちの、そういうマンパワーが必要に

なるということは想定されていないんですか。

というのは、いろんな方が来るので、そうすると、例えば公共交通機関を使いますと。そのときも研修はしているけれど、多分、その研修のレベルでは想定できないようなことというのがもしあるとすれば、どこから、ちょっと数人、急遽そういう方が必要になるということは想定されるのかなと思って、そういう意味で聞いているんですけど。

**高橋企画・広報課長** ボランティアはあくまでもボランティアなので、そういう方はもちろん千人ぐらい募集するんですけども、そうじゃない、今、委員おっしゃったような専門的な方、例えば、研修の役とかもありますね、そういったところとか、通訳とか、そういった特殊な業務について、別途また検討させていただきます。それはボランティアではなくてお金を出してということになるかもしれませんが、それは別途、この千人とは別の枠で考えております。

**玉田委員** 分かりました。対応方よろしく願います。（「はい」という者あり）

**麻生委員** さきほどサプライズがいっぱいあるという話で、それぞれ市町村事業もいい人が来るとかいろんな話があったんだけど、つい先日の大分市の「エンジン01」を見てもそうだったように、やっぱり早く伝えて広報しておかないと、もうみんな予定を入れて、あ、そういうのあったのみたいなことが、行きたいけど行けないねというようなことになりかねないので、その辺はよっぽど早目早目に、あるいはもう、西大分の浜の市、昔西日本の三大祭の一つと言われていたときは、お殿様が、この日はもう休みと。お店も全部休みで出店を出せというようなやり方で賑わっていたというような歴史もあるわけで、だから、思い切った形でやらないと、また、「エンジン01」と同じような、終わっても、いいのあったらしいねということで終わってしまうんじゃないかと、そのことを指摘しておきます。

**油布委員長** それでは、質疑もないようでありますので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかにないようでありますので、私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長挨拶〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔国民文化祭・障害者芸術文化祭局退室、各局入室〕

**木付副委員長** ちょっと委員長が所用で出ておりますので、私が代わりに進行させていただきます。

これより各局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、会計管理局から順次説明をお願いします。

**小石会計管理者** それでは、会計管理局の予算のうち、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

厚い平成30年度予算に関する説明書の119ページをお開き願います。

第2款第1項総務管理費第1目一般管理費71億3,684万2千円のうち事業名欄の一番上、給与費67億214万7千円でございます。そのうち会計管理局分は、一番右の説明欄の一番下の方ですが、会計課職員28人及び用度管財課職員40人の合計68人分5億127万6千円でございます。

次に、ちょっと飛んで125ページでございます。

第6目会計管理費1億750万5千円のうち、事業名欄の会計課の会計管理費4,580万7千円は、元号改正に伴う財務会計システムの改修や公金の収納データ作成等の委託料及び非常勤職員経費や銀行窓口における県公金収納手数料等の管理運営費でございます。

続きまして、用度管財課についてでございま

す。

次の126ページをお開きください。

事業名欄の一番上の会計管理費6,169万8千円でございますが、一番右の説明欄、用度事業費で大分県収入証紙印刷経費等の用度事業費と管理車維持事業費でございますが、公用車の任意保険料や燃料費などがございます。

次に、同じページの一番下でございますが、第7目財産管理費9億5,327万4千円でございます。そのうち用度管財課分の主なものは、次の127ページの事業名欄の一番上県庁舎管理費2億379万7千円でございます。これは、県庁舎本館及び新館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費であります。

次に、129ページをお開きください。

第8目県庁舎別館及振興局費14億3,275万1千円のうち、事業名欄の中ほどにありますように、用度管財課の県庁舎別館管理費3,312万8千円は、県庁舎別館の清掃等委託料及び光熱水費等の管理運営費でございます。

**酒井議会事務局長** 議会事務局関係について御説明申し上げます。

同じく予算説明書の115ページをお開きください。

第1款第1項議会費の当初予算額は、右肩にございますように11億4,806万2千円でございます。

表の一番左の目欄、第1目議会費は8億6,246万5千円でございます。その内訳ですが事業名欄にございますように、議員報酬手当等6億1,774万5千円と、その下の議会運営費2億4,472万円でございます。議会運営費の主な内訳は表の一番右側の説明欄、上から2番目にございますが、政務活動費交付金1億5,120万円と次の116ページの右側、説明欄の一番下、運営費8,302万4千円でございますが、これは議員の調査活動や議会広報に要する経費などがございます。

115ページにお戻りください。

議会費は、前年度予算と比較しまして1,663万9千円の減となっておりますが、主な要因は、議員1名が欠員となっていることによる

ものでございます。

すみません、再度116ページをお開き願います。

続いて表の左下にあります、第2目の事務局費は2億8,559万7千円でございます。その内訳ですが、表の中ほど給与費2億4,592万6千円は、事務局職員29名分の給料等でございます。

次の117ページですが、事務局運営費3,967万1千円は、嘱託職員7名分の人件費や会議録の作成経費などでございます。

**下郡人事委員会事務局長** 人事委員会関係について御説明いたします。

予算説明書の180ページを御覧ください。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しておりますとおり、総額で1億4,468万6千円でございます。

このうち第1目の委員会費は、756万5千円でございます。その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、委員報酬678万円は人事委員3名分の報酬でございます。その下の委員会運営費78万5千円は、全国人事委員会連合会負担金、九州地方人事委員会協議会負担金及び人事委員会の開催、各種会議への出席等、委員会運営に関する経費でございます。

次に、第2目の事務局費は1億3,712万1千円でございます。

その内訳は、中ほどの事業名欄にございますが、給与費1億1,829万5千円は事務局職員の給与でございます。その下の事務局運営費391万1千円は、各種会議への出席に係る旅費や図書、文具等の購入費など事務局の運営・管理に要する経費でございます。任用関係事業費1,339万円は、職員募集、採用試験の実施等に要する経費でございます。次のページの給与関係事業費119万6千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費でございます。最後に、審査関係事業費32万9千円は、県職員及び公平委員会の事務を受託している町村等の職員からの勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求に対する審査、判定等に要する経費でございます。

**安部監査事務局長** 監査事務局関係につきまして御説明申し上げます。

予算説明書の182ページをお開き願います。

監査事務局関係の予算第9項監査委員費につきましては、右肩にありますように2億1,235万1千円となっております。

まず、第1目委員費でございますが1,992万1千円でございます。その内訳でございますが、中ほどの事業名欄の給与費1,254万9千円は常勤監査委員1名分の給料等、その下の委員報酬564万円は、非常勤監査委員3名分の報酬、さらにその下の監査経費173万2千円は、監査委員の旅費等でございます。

次に、同じページの下の方にあります第2目事務局費でございますが、1億9,243万円でございます。その内訳ですが、中ほどの事業名欄の給与費1億8,141万9千円は、事務局職員20名分の給料等であります。その下の事務局運営費1,101万1千円は、監査の実施に伴う旅費、需用費などの経費でございます。

**木付副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**麻生委員** 用度管財課の新年度予算の中で県内調達目標額、中小企業活性化条例に伴う額とか目標率というのは、一応定められているのかどうか教えてほしいのが1点。

それから、今正しく2015年分の産業連関表に基づく財やサービスの県内の統計、移動統計が調査中だろうと、もうまとめられる作業中だということをお伺いしているんですが、そういったものと中小企業活性化条例に基づく目標額とか率、そういった分析の仕方も一度ぜひやっておいてほしいなという、2点目はお願いです。

**安藤用度管財課長** 中小企業活性化条例の対象となります中小企業の受注状況についてお答えいたします。

件数につきましては1,112件、これが全体の89.7%となっております。

受注金額では、12億8,338万円、これは端数は引きますけれども、全体の88.0%

となっております。

中小企業活性化条例の目標は85%でございますので、金額につきましては達成しております。

2点目につきましては、また勉強、また検討してみたいと思います。

**木付副委員長** 監査事務局にお尋ねします。

監査基準は、もう各監査事務局で作るようになったんですかね。

**安部監査事務局長** 大分県におきましては、監査基準そのものにつきましては、もう既に作っております。ただ、今回の自治法の改正によりまして、平成32年度から全国で必ず監査基準を作った上で監査をなさうというふうになりまして、それを受けて、今度は総務省が具体的な監査基準の原案といいますか、ひな型を示すということになっております。それに伴い、うちにある監査基準と比較して、修正すべきところがあれば、平成32年までに修正した上で新たな監査基準で監査を執行するという形で運営していく予定にしております。

**木付副委員長** 標準的なことで、大分県独自にというのが別にあるというわけですね。

**安部監査事務局長** はい、そうです。既に作っております。

**木付副委員長** 分かりました。

**堤委員** 燃料費について、全庁になればかなり大きな金額になると思うんだけど、燃料費の入札というかな、どういう形でやっているのかな。

**安藤用度管財課長** 燃料等につきましては、県内全域で同一単価による安定供給ができる業者を、石油販売協同組合ですけれども、こういったところが官公情報等に基づき、需要に十分応えられる組合として認証されておりますので、こうしたところと随意契約をして、年度間の協議をいたしております。

**堤委員** ということは、石油販売協同組合に加盟をしている個店で給油をするという、それが石油販売協同組合に行って、県に請求が来るという流れでいいわけですか。

**安藤用度管財課長** はい。

**堤委員** はい、分かりました。いいですよ。

**油布委員長** ほかに何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、この採決は企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第12号議案平成30年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**小石会計管理者** 厚い平成30年度予算に関する説明書の一番最後になりますが、603ページをお開き願います。

用品調達特別会計予算について御説明いたします。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を用度管財課において一元的に行うために設けているものでございます。予算額は、歳入、歳出ともに総額で13億5,410万9千円となっております。

次の604ページをお開きください。

歳入でございますが、第1款用品調達費第1項用品収入第1目用品収入は、本庁各課や地方機関などの一般会計からの収入が13億5,300万円となっております。これは、次の605ページの歳出の第1款第1項第2目用品費の13億5,300万円と同額になっており、関係課からの要求に基づき、印刷物や消耗品、備品などを購入するための経費でございます。

また、その上の第1目用品総務費110万9千円につきましては、平成29年度の決算剰余金見込みを一般会計に繰り出すものであります。

次に、予算説明書の落丁のため追加配布させていただきます606ページを御覧ください。

用品購入費5億9,729万9千円の平成30年度から31年度にわたる債務負担行為であります。これは、体育保健課で予算計上している県立スポーツ施設建設事業につきまして、県立屋内スポーツ施設の31年4月の竣工に向けて備品整備ができるよう、30年度中に一般競争入札を実施するものでございます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。



これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようでありますので、私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔小石会計管理者挨拶〕

**油布委員長** 退職されるほかの方々からも一言お願いいたします。

〔三宮審査指導室長挨拶〕

〔酒井議会事務局長挨拶〕

〔斉藤参事監兼総務課長挨拶〕

〔安部監査事務局長挨拶〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして各局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔各局退室、総務部入室〕

**油布委員長** これより総務部関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**幸行政企画課長** それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明いたします。

歳入全般及び歳出全体像と主な事業の一部につきましても、先日の予算特別委員会において説明いたしましたので、省略させていただきます。

本日は、歳出のその他の主な事業について御

説明いたします。

お手元の平成30年度総務部予算概要の12ページをお開きください。

事業名欄の上から二つ目、県有財産総合経営推進事業費5,087万3千円は、未利用財産の売却や有効活用を図るためのものです。売却に向けた測量や不動産鑑定に係る経費及び庁舎の空きスペースを貸付けるための広報に要する経費などです。

次に、57ページをお開きください。

事業名欄の地方自治振興事業費4億8,142万7千円は、公益財団法人分県市町村振興協会に対し、市町村が行う地域振興事業や災害関連事業に要する経費を対象とした貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじの収益金を財源として、協会に対し交付するものです。

続きまして、60ページをお開きください。

事業名欄の地方選挙執行経費2億6,837万円は、平成31年4月に予定されております大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙に係る経費です。投票用紙の印刷や政見放送の制作、ポスター掲示板設置等の選挙執行経費のうち、平成30年度に要する経費を市町村へ交付するものです。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、平成29年度一般会計予算につきまして、歳入では地方交付税や県債、歳出では退職手当の確定などを踏まえ、必要に応じて3月末に補正の専決処分をさせていただきたいと考えております。この点もあわせてよろしく願いいたします。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、この採決は企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第2号議案平成30年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求め

ます。

**佐藤財政課長** 第2号議案平成30年度大分県公債管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

お手元の厚い冊子、平成30年度予算に関する説明書の535ページをお開き願います。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と予算規模の正確化を図る観点から、平成17年度に設置したものでありまして、その財源は一般会計及び減債基金からの繰入金と借換えを行うための県債の発行であります。予算額は、総括表の左から2列目にありますように1,306億547万8千円で、前年度と比較しますと7億3,029万7千円の減となっています。

内容については536ページをお開きください。歳入についてです。

表の上から3行目の第1項第1目一般会計繰入金は733億7,947万8千円と、前年度より48億6,829万7千円の減額となっています。これは、内訳の記載はありませんが、元金が約37億円の減、利子が約11億円の減となったことによるものです。

中ほどの第2目基金繰入金66億円につきましては、前年と同額でございます。これは満期一括償還に備え、その一部を減債基金に毎年積立ててきたものを、償還に合わせて繰り入れるものでございます。

その下の第2項第1目県債506億2,600万円は、借換えのタイミングの関係で、借換債が前年より41億3,800万円の増となっております。

次に、537ページを御覧ください。

歳出でございます。

表の上から3行目の第1目元金については、1,212億915万8千円と、前年度より3億7,743万9千円の増となっております。この主な要因でございますが、歳入で御説明いたしましたとおり、中ほどの事業名欄の一つ目の通常債の元金が37億円ほど減となっております。また、二つ目の借換債の元金の増、さきほど申し上げましたけれども約41億円ほどの増が上回ったことなどによるものでございます。

その下の第2目利子については、借入金利の低減などにより11億6,712万9千円の減となっております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本案につきましては、福祉保健生活環境委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**幸行政企画課長** 第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は206ページですが、別途配付しております総務企画委員会資料で説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

事務処理の特例に関する条例は、一番上の四角囲みにありますとおり、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務を市町村が処理することとする場合に事務の範囲を定めるものでございます。

今回の条例改正項目は二つありますが、まず一つ目は、1の自立支援医療（精神通院）に係る所得区分確認事務についてです。二つ目の四角囲みの右下の参考にありますとおり、自立支援医療とは、精神疾患の治療のため継続して通院する必要のある方の医療費を軽減させる制度です。

(1)の改正の背景と目的の①にありますとおり、現在、支給認定につきましては県が行っ

ていますが、所得区分の確認については申請窓口である市町村が行っており、マイナンバー制度の導入後においてはマイナンバーを利用して実施しています。しかしながら、②にありますとおり、このほど厚生労働省が取扱いを変更し、市町村が当該事務にマイナンバーを利用するためには、事務処理特例条例を改正し、市町村を当該事務を行う者として位置付けることが必要となりました。そこで③にありますとおり、現状のサービス水準を維持するため、市町村が所得区分の確認を引き続き行うことができるよう、条例改正するものです。

二つ目は、2の法改正に伴う規定整備として、都市計画法の改正により一部平仮名で表記されておりました「建ぺい率」が漢字表記に改められたことに伴い、法律引用部分の表記を改正するものです。

3の施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

何か質疑はないですか。

**堤委員** 福祉じゃないから分からんと思うけれども、これは大体どれぐらいの活用があるのか分かりますか。

それと、マイナンバーについては、市町村に本人が持っていくということですか。マイナンバーを本人が持って行って、市町村が確認して精査するのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

**幸行政企画課長** まず最初の事務処理件数は、全体で、昨年度で言うと約2万件ほどございます。マイナンバーというのは、今、表の中、下の図にありますように、申請者から市町村に対する申請がございます。その際の所得区分につきましては、マイナンバーで本人の名前等が分かりますので、それでマイナンバーを通じて税務関係の所得を確認できる、そういう手続になっております。

**堤委員** ということは、仮にそのマイナンバーがなくても、市町村は独自に確認をしようと思えば、ちょっと日数がかかるけれどもできるので、絶対マイナンバーを出さなきゃかんという

ことはないやろ。100%持っているわけじゃないけんね、これは。

**幸行政企画課長** 今、委員はマイナンバーカードという意味だったと思いますが、申請に当たっては、本人と生年月日等が確認できれば、その方のマイナンバーは確認できますので、それで確認されていると思います。

**堤委員** はい、分かりました。

**油布委員長** ほかに何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第17号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**幸行政企画課長** 第17号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

議案書は208ページになりますが、お手元の資料の2ページで御説明いたします。

まず、1の議案の概要についてですが、下の中段、米印にありますとおり、包括外部監査とは地方公共団体の監査機能の専門性を強化するため、公認会計士等一定の資格を有する外部の専門家と契約して行う監査でございます。地方自治法により、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を速やかに締結する必要があることから、平成30年度の締結にあたり、議会の議決をお願いするものです。

次に2の契約の概要についてです。

(2)の契約の始期については4月1日となります。また、(3)の契約の金額につきましては、包括外部監査人のほか補助者の経費等も合わせて1,231万2千円を上限とする額としております。(4)の契約の相手方についま

しては、29年度に引き続き、公認会計士の小川芳嗣氏にお願いしたいと考えております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**木付副委員長** 契約の金額ですけれども、これは積算根拠はございませんか。

**幸行政企画課長** さきほど申し上げたように、補助者等を含めて5人ございます。計画についても昨年度同様なんですけれども、その方々の人件費等々を含めまして、それと印刷、消耗品費等ございますので、それを含めてこの金額を上限とするというふうにさせていただいております。

**油布委員長** ほかに何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案大分県職員定数条例の一部改正について審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第18号議案大分県職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書は209ページですが、総務企画委員会説明資料の3ページで御説明いたします。

大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき一般職に属する常勤の職員の定数について、上限などの必要な事項を定めているものがございます。

まず、1の改正理由ですが、病院局における職員定数について、平成32年度の県立病院精神医療センター（仮称）開設に伴い職員を増員したいと考えており、その準備として平成30年7月から職員採用試験を実施するために今回改正するものがございます。

改正後の定数は、2の改正内容の表の上から4行目にありますとおり、病院局において現行665人から43人増員し、708人となります。知事部局をはじめ、その他の事務局につきましては、定数の変更はございません。

増員する人員の具体的な内訳については、3の職種別の必要人員及び採用計画の表に記載のとおりでございます。なお、県立病院精神医療センター（仮称）新設に伴い、計45人の増員を見込んでいるところですが、医師については現在、大分県立病院の精神科部門に2人の医師が既におりますので、今回の改正により増員しようとする人数は43人としております。

また、43人の採用については平成31年度に15人、平成32年度以降に28人と精神医療センターの開設に係る準備や開設後の稼働率等、状況に応じた段階的な採用を計画しております。

最後に、4の施行期日ですが本年4月1日を予定しております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

**麻生委員** 今回の改正理由は、県立病院の精神医療センターの開設に伴うということで、知事部局については改正はないという説明があったんですが、知事部局の幹部職員ですね、例えば、新年度からの役職を見ていると、何か今までにないようなポストができたり、それが幹部職員、一般職員なのか、それとも特別職なのかというのは、ちょっとよく分からないんですが、そういったことについて、ちょっと詳しく説明していただけますでしょうか。

**藤原人事課長** 定数条例は、さきほど申し上げましたとおり、一般職の常勤職員の定数を定めたものであります。今回、委員のおっしゃられているのは、県参事という役職だろうと思いますが、一般職の職員が退職をして、再任用を行ったときの県行政規則に定められている職名でございますので、この知事部局でいう定数条例の中に入っております。

**麻生委員** その枠の中ということでもいいんです

ね。

**藤原人事課長** はい。

**麻生委員** はい、分かりました。結構です。

**油布委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については福祉保健生活環境委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について審査を行います。

本案については、文教警察委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

議案書は210ページですが、総務企画委員会説明資料の4ページで説明させていただきます。

まず、1の改正理由についてであります。

職員の特殊勤務手当については、国や各県との均衡を考慮して条例で定めておりますが、国が東日本大震災のような特定大規模災害や原子力災害に対処するための職員の特殊勤務手当の特例を新設したことから、本県においても国に準じて同様の特例を新たに定めるものです。

また、平成28年に現業職員の見直しを行ったことにより、今後、現業職員が減少していく中で、安全で円滑な交通を確保するため、非現業職員が県が管理する道路等で動物死骸処理業務を行った場合に、特殊勤務手当を支給することとするものです。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の東日本大震災以外の特定大規

模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設の①特定大規模災害に対処するための手当加算の新設についてであります。知事部局職員の下の方角囲みにありますように、現行制度では、知事部局の職員が重大な災害が発生した場合等において、巡回監視や応急作業等を行った場合やその下の方角囲みにありますように、警察職員が遭難者等の捜索救助作業を行った場合は、特殊勤務手当が支給されております。

今回の改正では、それぞれ右の手当加算の新設にありますように、東日本大震災のような著しく異常かつ激甚な特定大規模災害が発生した場合においては、災害応急作業等や捜索救助作業に引き続き5日以上従事した場合は、手当額の100分の100以内の額を加算できることとするものです。

次に、②の原子力災害に対処するための特殊勤務手当の特例の新設についてであります。

原子力事業所において原子力災害が発生した場合に、職員が当該事業所の敷地内又は警戒区域や帰還困難区域等の一定の区域内で作業を行った場合に、特殊勤務手当を支給することとするものです。

②の表にありますように、それぞれの区分に応じて1万円から4万円以内を支給することとしております。

続いて、(2)動物死骸処理業務手当の新設についてであります。

土木事務所に勤務する非現業職員が、県が管理する道路等において動物死骸処理業務を行った場合に、処理を行った動物の死骸1体につき300円を特殊勤務手当として支給することとするものです。

次に、(3)のその他の規定の整備についてであります。

東日本大震災に対処するための警察職員の特殊勤務手当について、福島第一原発事故に係る区域の見直しにより、支給対象区域となっていた警戒区域や計画的避難区域の設定がなくなったこと等に伴う規定の整備を行うものです。

最後に、3の施行期日については、規定の整備を除き平成30年4月1日からとしておりま

す。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**堤委員** ②の原子力災害の特殊勤務手当の新設ということになっているんだけど、これは実質的に今まで、事故処理じゃないね、県警とか、そういう現地に行っている方々には何か別に手当なんかついているわけですか。

**藤原人事課長** 現在は特例として取扱いがあるようですが、今回新たにこういった新設ということでやっております。

**堤委員** 特例ということは、大体金額的にはこれと同じ特例だという意味だね。

**藤原人事課長** 実績を見てみますと、このところの範囲内ぐらいの金額が定められているようになります。

**堤委員** はい、分かりました。いいですよ。

**油布委員長** ほかに何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については文教警察委員会に合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第21号議案災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**藤原人事課長** 第21号議案災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

議案書は214ページですが、総務企画委員会説明資料の5ページで説明させていただきます。

まず黒枠の中の災害派遣手当の概要ですが、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が、住所又は居所を離れて大分県の区域内に滞在することを要した場合に支給される手当で

あり、大分県に滞在する間、1日につき定額が支給されるものでございます。したがって、災害派遣手当は大分県職員に支給するものではなく、他県から大分県に応援に来ていただいている職員に支給する手当となっております。

それでは本案の説明に移りますが、まずは1の改正理由についてであります。

旅館業法の一部が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とされたことから、同法を引用している本条例の規定を整備するものでございます。

続いて、2の改正内容についてであります。

現行では、公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいうとされているものを、太字下線部分を改正しまして、第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業とするものでございます。

最後に、3の施行期日についてであります。平成30年6月15日としておりまして、これは旅館業法の一部改正の施行の日と同日としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**麻生委員** これは県外の職員で大分に応援に来ていただいている方が対象になるということでしょうか。

これはもう逆に大分県の職員が県外に行ったときも同じような制度になっているということでしょうか。

**藤原人事課長** そのとおりでございます。

**麻生委員** はい、結構です。

**油布委員長** ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、商工労働企業委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** それでは、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は215ページでございますが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。資料の6ページをお開きください。

今回、1の改定の基本的な考え方とおり、

(1) 法令の改正等に伴う手数料の新設・改定が5件、(2) 国の標準令の改正に準じた改正が17件、(3) 条例内で引用している法令の改正に伴う語句の改正等が2件で、合わせて24件の事務に関し、改正を行うものです。

今回の改正に伴う収入見込額でございますが、2の表の右下合計欄にありますように、2,156万5千円の増収を見込んでおります。

主な改定内容について御説明いたします。

3の(1) 法令の改正等により新設するものについて御説明します。

まずは、①の介護保険法関係事務です。

地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることから、その審査に係る申請手数料等を新設するものでございます。手数料の額は、審査手順等が同等の介護老人保健施設関係手数料を基に設定した金額となっております。また、施設区分として平成35年度末に廃止が予定されている介護療養型医療施設について、今後新規の指定を行わないため指定申請手数料を廃止するほか、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村へ移譲されるため、申請及び更新に係る手数料を廃止するものでございます。なお、手数料の廃止に伴う減収額として、40万5千円を見込んでいます。

次に、7ページをお開きください。

②の土壤汚染対策法関係事務でございます。

土壤汚染に関する適切なりスク管理を推進するため、法改正により汚染土壌処理業の承継規定が創設されたことから、その審査に係る手数料を新設するものでございます。手数料の額は、審査手順等が同等の廃棄物処理法関係手数料を基に設定した金額となっております。

三つ目は、③廃棄物処理法関係事務でございます。

廃棄物の適正処理を推進するため、法改正により一体的な経営を行う等の要件に適合した親会社、子会社間の産業廃棄物処理に係る認定規定が創設されたことから、その審査に係る手数料を新設するものでございます。手数料の額は、国が標準令で示す金額と同額であります。

四つ目は、④産業科学関係事務でございます。

産業科学技術センターに先端技術イノベーション拠点施設を設置することに伴い、電磁波試験及び磁性材料試験の試験項目が13項目追加されるため、試験手数料を新設するものでございます。手数料の額は、消耗品費、機器の償却費及び人件費等の積算により設定した金額となっております。増収額としては607万9千円を見込んでおります。

8ページを御覧ください。

五つ目は、⑤衛生関係事務でございます。

衛生環境研究センターが保有するダイオキシン類分析装置を老朽化により処分することに伴い、依頼検査手数料を廃止するものでございます。なお、必要な検査については民間検査機関において検査可能であり、37都道府県ですでに民間活用をしているところでございます。

続きまして、(2) 標準令等の改正によるものについて御説明いたします。

①運転免許関係事務については、道路交通法施行令の改正に伴い、仮免許証の交付手数料など109項目について改正を行うものでございます。

また、②その他として、国の標準令の改正に伴い、砂利採取関係事務など34項目について改正を行うものでございます。

①、②ともに、国が示す金額と同額となっております。

最後に、条例の施行期日は、平成30年4月1日としておりますが、3(2)②のうち、危険物規制関係事務及び消防設備士関係事務のみ国の標準令の施行日に従い、平成30年5月1日としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別に御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

なお、本案については合議の結果、五つのいずれの委員会からも、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案大分県県有施設整備基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** 第23号議案大分県県有施設整備基金条例の一部改正についてでございます。

議案書は225ページですが、総務企画委員会資料で御説明させていただきます。9ページをお開きください。

今回の改正は、1の改正趣旨のとおり未利用となった県有施設の有効活用を促進するため、施設の整備・改修に加えまして、公共施設等総合管理指針等に基づく取組に本基金を充当できるようにするものでございます。改正の背景につきましては、県有財産経営室長より御説明させていただきます。

**中園県有財産経営室長** 未利用となった県有財産については、売却等による利活用を進めているところですが、2の背景の四角囲みの上の現状にありますとおり、学校跡地などの大規模な財産については、希望市町村が利活用計画の策定に時間を要することから、処分が進みにくいという状況が生じています。

大規模施設が未利用のまま放置されることは、

その下の①のとおり、地域活性化にとってマイナスであり、②の民間への売却・有効活用が図られる機会の喪失などにつながることから、平成30年度から、未利用となっている県有財産を市町村へ売却する際の補助制度を新たに創設したいと考えています。

具体的には、その下の新制度にありますとおり、市町村が取得希望から1年以内に策定した利活用計画に基づき、原則2年以内に建物を改修・改築した場合に、解体費相当額を上限に補助金を交付するものでございます。期限を区切ったインセンティブの付与により市町村の利活用を促進します。その下の米印にありますように、対象事業としては地域活性化につながる取組として、農産品等の加工施設や介護・看護人材の養成施設、地域の防災拠点施設等を想定しています。

なお、本補助制度は、行財政改革アクションプランに基づく県有財産総合経営計画や公共施設等総合管理指針に位置付けられるものでございます。

**佐藤財政課長** 以上説明のあった補助制度創設にあわせ、3の改正内容の一番下に記載してあります県有施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画の取組に本基金を活用させていただくため、条例改正を提案いたしております。

また、4の施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑はないですか。

**麻生委員** 未利用県有地、県有財産をとにかく早く活用しようという意味で一步前進かな、このように思います。こういう仕組みをまず作ることも大事だろうと思うんですが、これだけでもまだ足りないんじゃないかなと、正直ね。

例えば、RESASを用いたアイデアコンテストを物件ごとにやるとか、そういったさらにもう一步突っ込んだ取組もあわせてやっていただきますことを要望しておきます。

**木付副委員長** 3千平米以上の建物ということで区切っているんですけど、何で3千平米なんですか。



**中園県有財産経営室長** 市町村の取得が進まない理由として、改築・改修費がかかるということがございます。今、県が運用している未利用財産で、いわゆる3千平米以上のものがなかなか市町村に売却ができていないという現状がございまして、その点を踏まえて、今3千平米ということで設定をさせていただいております。

**堤委員** 学校跡地等の利活用はなかなか進んでいないというのが現状なんだけれども、対象事業はできていると。ただ、事前とか、いろいろニーズを多分調査していると思うんだけど、こういう米印のところの状況であれば、市町村が購入をするという、そういう何か前向きな声というのが今出てきているの、実際には。

**中園県有財産経営室長** 具体的に市町村からは、こういう補助制度があれば、ぜひ前向きに検討したいという声をお聞きいたしております。

**堤委員** 分かりました。いいですよ。

**油布委員長** ほかに何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** 第24号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書は226ページですが、総務企画委員会説明資料により説明させていただきます。資料の10ページをお開きください。

1の改正趣旨についてですが、29年度の税制改正において改正された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成30年4月1日に施行されることに伴い、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正するものです。

その下、2の改正の背景についてですが、軽油引取税等の間接地方税の租税犯については、

①証拠の収集や価値判断に特別の経験と知識を要すること、②事件の発生件数が多いため、処理に多くの日数と費用を要するといった特殊性から、通常の刑事訴訟手続とは別に、地方税に関する罰則規定を適正かつ迅速に適用することが求められます。このため、現行犯事件や夜間執行の特例が今回の法改正で規定され、条例で指定することにより実施可能となったことから、法定外目的税である産業廃棄物税において適用するため条例を改正するものです。

3の主な改正の内容は3点ございます。

(1)の現行犯事件についてですが、臨検、捜索又は差押えにおいて、現場において犯則嫌疑がある場合には、裁判所の発行する許可状がなくても臨検や捜索、差押えを行うことができるように改正するものです。

2点目は、(2)の臨検、捜索又は差押え等の夜間執行で、強制調査については日の出から日没までの間のみ認められているものを、証拠物件の確実な確保のため、裁判所の許可状を得て夜間の臨検等を行うことができるように改正するものです。

3点目は、(3)のその他規定の整備でございますが、上記2項目の創設による条ずれの改正等を行うものです。

4の施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

**堤委員** きっとかなり厳しく取締りをやっているという——分かるんやけれども、今、こういう徴収——どういう担当の方々がこういう権限を与えられるのか。つまり、出先機関の税関係の職員が全部こういうものの担当になるのかどうか、ちょっとそこら辺、担当者がどうなるかというのを少し教えて。

あと夜間とかの臨検、かなり抵抗してくる可能性もあると思うんだけど、そこら辺は警察と一緒にいくのかなという思いがあるんだけど、どうなっていますか。

**吉富税務課長** 出先機関の担当者ということで、

県税事務所の職員に対しては、徴税吏員という資格を与えております。徴税吏員であれば、執行を行うことができます。

それと、夜間につきまして、強制調査につきましては、必要に応じて警察の援助を求めるところもあろうかと思えます。

**堤委員** だから、徴税吏員が全員行くわけじゃないやろ。結局、その軽油引取税担当とか、産廃税担当というのがおるんだけど、そういう方々がメインということに考えていいわけなんですか。

**吉富税務課長** そうでございます。

**堤委員** はい、分かりました。

**油布委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**山田市町村振興課長** 第25号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書は227ページですが、総務企画委員会説明資料の11ページで説明させていただきます。

今回の改正は、1の改正の趣旨のとおり、行政事務の効率化を図るため住民基本台帳法に基づき、知事以外の県の執行機関が住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる事務を追加するものです。

次に、2の改正の背景ですが、違法駐車の放置車両の運転者が出頭しない場合などには、平成18年の道路交通法の改正により、公安委員会はその車両の使用者に対し放置違反金の納付を命じることができるようになっております。この放置違反金に係る納付命令等の発送事務にお

いて、車両の使用者の住所、すなわちナンバープレートから調べた車検証の住所に郵送した書類が宛先不明で返戻されると、市町村に文書照会して再発送の事務を行っており、使用者が転居している場合、所在調査に多大な時間と労力を費やしています。その結果、5の放置違反金未収金の状況ですが、平成28年度末時点で987万5千円が発生しています。

そこで、3の改正の内容にありますとおり、住基ネットを利用できる事務に公安委員会が放置違反金に係る使用者の現住所等を確認する事務を追加することにより、中ほど四角囲みの右下のところですが、住基ネットで使用者の現住所等を確認できることとなり、事務の効率化と未収金の縮減が図られます。

6の施行期日は、条例の公布の日としています。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありますか。

**堤委員** 一つ、住基ネット——ナンバープレートで車検証の住所に送って戻ってきましたよと。それで、そういう方が仮にいろいろ市町村を動いて、いろいろ法的なものを活用しておれば、住所とか変更届をするんだらうけれども、何もそういうことをしていない方というのは、住基ネットにも引っかかりませんか。そういう方は、結局どうなるの。時効で消えちゃうんですか。

**山田市町村振興課長** そういう場合は、陸運事務所とか、あるいはその車の車検工場とか、そういったところに警察が照会をかけて、捜査をして、住所を突き止めるんですが、結果、見つからない場合は、公示送達をして、最終的には不納欠損ということになるかと思えます。

**堤委員** はい、分かりました。

**油布委員長** ほかに何もないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに何もないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、議長から回付されております、陳情16憲法改正、防衛力強化より対外的情報省の設立を優先することを求める要望書の提出について、執行部の意見を求めます。

**幸行政企画課長** お手元のピンク色の冊子、平成30年第1回定例会陳情文書表の2ページをお開きください。

本陳情は、憲法改正や防衛力強化より情報収集能力の向上の方がはるかに重要な問題であることから、国会及び政府に対外的情報省の設立を優先すべきという要望書を提出していただきたいというものでございます。

これについて、意見は特にございません。

**油布委員長** この陳情について御意見等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**吉富税務課長** 総務企画委員会説明資料の12ページをお開き願います。

1の改正理由にあるとおり、現在、国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合には、その後交付される政令及び省令を踏まえて条例を改正し、本年4月1日から施行される規定がございますので、大分県税条例の関係する部分について、専決処分により改正させていただきたい考えております。

2の主な改正内容について御説明します。

(1) 不動産取得税の特例税率の延長等についてです。①は不動産取得税に係る税率の特例、本則税率4%を3%にするものでございます。それを3年間延長するものです。②は耐震基準に適合していない中古住宅を取得して、入居前に新耐震基準に適合するための改修——リフォームを行った場合に、当該中古住宅の用に供す

る土地に課税する不動産取得税の減額措置を創設するものです。

(2) 自動車取得税の特例対象の拡大につきましては、現在、車線逸脱警報装置を備える自動車に対して取得価格から175万円を控除する特例がございますが、その対象となる自動車を下の右側の図にありますとおり、全てのバス等と3.5トンを超え、22トン以下のトラックにも拡大するものです。

(3) 軽油引取税の課税免除の特例措置延長につきましては、適用件数が少ないものや他の燃料への代替が可能な電気供給業の一部を縮減、地熱資源開発事業を廃止、その他のものにつきましては、適用期限を3年間延長するものです。

(4) は、引用条項の改正に伴って規定の整備を行うものです。

一番下の3施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

なお、これ以外の改正事項につきましては、改めて第2回定例会において御審議をいただく予定としております。

お手元の資料13ページをお開き願います。

続いて、県税事務所の見直しに対する県民意見募集手続の実施について御説明させていただきます。

県税事務所の見直しにつきましては、今月6日に開催された総務企画委員会において報告をさせていただきました。その際、県民意見募集手続、いわゆるパブリックコメントを実施した方が、手続がより丁寧ではないかという御意見をいただいたところです。

その後、県民意見募集手続の実施について検討を行い、1の概要にありますとおり現在公表している県税事務所の見直しにつきまして、県民意見募集手続を実施することいたしました。具体的な内容につきましては、2の資料の公表にありますとおり、大分県のホームページや県庁税務課、各地区の情報コーナーで資料を公表する予定です。

3の意見等の募集方法につきましては、郵便やファクシミリ、電子メールの方法により行います。

4の意見等の募集期間につきましては、今月30日から4月30日までの1か月間を予定しております。

5の提出された意見等の公表につきましては、募集締切り後、提出された意見を参考の上、見直しの検討を進めるとともに、意見とそれに対する県の考え方等を整理して、公表したいと考えております。

**油布委員長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

**堤委員** さっきの車線逸脱警報装置は、現在この特例はあるの。

**吉富税務課長** あります。左側にあります特例の対象となっている12トン超のバスには、今この特例がございます。

**堤委員** じゃ、みんなバスには基本的にそれをつけているということですか、そういう装置を。

**吉富税務課長** いや、じゃなくて、着けた場合には175万円の控除があります。

**堤委員** はい、分かりました。

**麻生委員** 県税事務所の見直しに対するパブコメの手法なんですけど、資料の公表については、県庁のホームページとか、従来型にとどまっているのかな。最近ちょっとパブコメの意見聴取、意見がなかなか出てこない。数が少ないのかなというのが余りに多いものですから、やり方について工夫していく必要があるのではないかなと思います。

特に、県税事務所のこういった部分については、市町村からの意見ももちろんなんですけど、大学の地方創生に関わる教授とか、学術的に何か意見をお持ちになってそうな方とか、あるいは若い学生さんの御意見とか、そういったところにしっかり届くような広報の仕方というか、そういう工夫をぜひしていただければ幸いです。これはもう要望としておきます。

**油布委員長** ほかに何ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御質疑もないようでありますので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようでありますので、私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔尾野総務部長挨拶〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして総務部関係を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

**油布委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**廣瀬企画振興部長** それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係について御説明申し上げます。

初めに、お手元の平成30年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

(1) 一般会計の左側、企画振興部①の計の欄に記載していますように、企画振興部30年度の当初予算額の総額は、89億2,888万8千円でございます。

その行の一番右端に前年度対比がございますけれども、29年度当初予算額(B)と比較して20億5,101万5千円の増、率にして29.8%の増となっております。これは、県立芸術文化短期大学の施設整備約18.5億円増や大分空港国際線ターミナルビルの改修支援約1.8億円増などによるものでございます。

先日の予算特別委員会で御説明いたしました事業については、本委員会での説明は省略させていただきます。それ以外の事業につきまして、各所属長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**磯田政策企画課長** 政策企画課関係の主なものにつきまして御説明申し上げます。

お手元の平成30年度企画振興部予算概要の11ページをお開きください。

事業名欄の2番目、地方創生大学等連携プロジェクト支援事業費592万8千円でございます。

す。

これは、学生の県内就職や若手社会人の定着を促進するため、「知(地)の拠点」である県内大学等と連携して、学生による地域課題解決に向けた取組への支援、あるいはこれを通じた地域への愛着を深めて地元就職等につなげるとか、あるいは若手社会人向けに公開講座等を開催することにより、地域に貢献できる人材の育成や定住につなげたりするものでございます。**宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長** 続きまして、まち・ひと・しごと創生推進室関係の主なものについて御説明いたします。

次の12ページをお開きください。

地方創生ふるさと納税活用人材育成事業費1,333万3千円でございます。

これは、クリエイティブな若者、具体的には芸術文化分野の県内の中小企業に就職した大学生等に対して奨学金の返還支援を行うとともに、その財源としてのふるさと納税の促進を図るために要する経費でございます。また、ふるさと納税でいただいた寄附金を、ふるさとのおおいた応援基金へ積み立てます。平成30年度から奨学金の返還支援を行うこととしておりまして、対象者は選考の上、決定することとしていますが、5名を予定しています。

**徳野国際政策課長** 続きまして、国際政策課の主な2事業について御説明いたします。

19ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の海外戦略加速化事業費2,343万9千円でございます。

これは、海外の成長を取り込み、本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づき、海外でのプロモーション、海外の県人会等とのネットワークづくりを行う事業です。まず、台湾・台中花博へ訪問団を派遣し、大分のPRを行います。また、ASEANを中心に帰国した留学生OBのネットワークを強化し、県内企業の海外展開等につなげます。さらに、ブラジル大分県人会が創立65周年を迎えるにあたり、訪問団を派遣します。

続きまして、20ページをお開きください。

事業名欄一番下のおおいた留学生ビジネスセ

ンター運営事業2,260万1千円でございます。

人口当たり留学生数が全国トップクラスという本県の優位性を活かし、グローバル人材である留学生が県内で起業や就職して定着してもらうための支援を行う、おおいた留学生ビジネスセンターの運営を行います。特に来年度は、留学生が1、2年生の段階から県内企業と連携し、輸出など海外ビジネスを体験する留学生ビジネス塾を開催したいと考えています。

**高屋芸術文化スポーツ振興課長** 続きまして、芸術文化スポーツ振興課関係の主なものについて御説明いたします。

26ページをお願いします。

事業名欄の一番下、芸術文化を活用した復興支援事業費2,100万円でございます。

これは、昨年の九州北部豪雨災害の影響により観光客が減少するなど、大きな被害を受けた日田市の復興を後押しするため、県外、特に福岡市などの大都市圏からの誘客やメディアを通じた情報発信が期待できる、著名なアーティストを起用して芸術文化事業を実施するものです。

次に、その下27ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、国民文化祭関連企画開催事業費662万円でございます。

これは、この秋に開催される第33回国民文化祭・おおいた2018にあわせて、県立美術館において、JAXA——宇宙航空研究開発機構、JAMSTEC——海洋研究開発機構の協力を得て、宇宙探査や海洋開発の成果を紹介する展覧会や講演会を開催するものでございます。

次に、事業名欄下から2番目、芸術文化ゾーン拠点創出事業費8,500万円でございます。

これは、県立美術館で開催する企画展や総合文化センターの公演、芸術文化ゾーンにおけるアートイベント等を実施する公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団を支援するものでございます。

次に、28ページをお開きください。

事業名欄一番下、国際スポーツ大会誘致推進事業費2,706万円でございます。

これは、県民のスポーツに対する関心を高め

るとともに、地域資源を活用したスポーツツーリズムを推進するため、東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプ誘致に取り組むものでございます。具体的には、各国競技団体等に対する誘致活動を行うほか、事前キャンプの受入れが決まった際には、関係市町村や競技団体等と実行委員会を組織し、受入れに係る支援を行います。また、キャンプ誘致のために市町が実施する競技用具整備に対する補助も行います。

**森広報広聴課長** 広報広聴課関係の主なものについて御説明させていただきます。

お手元の予算概要35ページをお開き願います。

事業名欄の一番上、おおい魅力アップ情報発信事業費8,963万3千円でございます。

この事業は、大分の旬な魅力などを効果的に情報発信することにより、本県のブランド力の向上を図るものです。国内及び海外メディアへの積極的なパブリシティ活動に加えまして、来年度は欧米・大洋州等海外向け動画を制作、配信するなど海外広報にも力を入れてまいります。また、国内向けにはPR動画等を活用いたしまして、ウェブやSNS、広告の効果的な組合せによるプロモーションを展開するなど、本県の認知度、魅力度のさらなる向上、定着を図ってまいります。

**清末統計調査課長** 続きまして、統計調査課関係の主なものについて御説明いたします。

40ページをお開きください。

委託統計費1億7,509万円でございます。

これは、総務省、経済産業省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金でございます。30年度は、毎年実施する家計調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる大規模周期調査として、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするための住宅・土地統計調査と、我が国の漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするための2018年漁業センサスを実施します。

次に、その下41ページを御覧ください。

県単統計費157万4千円でございます。

これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費でございます。

**阿部観光・地域振興課長** 続きまして、観光・地域振興課の主な事業について御説明いたします。

資料49ページをお開きください。

国内誘客総合対策事業費9,071万4千円でございます。

これは、国内旅行者の誘客を促進するため、福岡・関西・首都圏など圏域別に、県内観光関係者や旅行会社・交通事業者など民間事業者と連携したプロモーション等を行うほか、教育旅行などの団体旅行も含めた総合的な誘客対策を行うものでございます。

続きまして、53ページをお開きください。

事業名欄の1番目、おもてなしトイレ緊急整備事業費6,083万7千円でございます。

これは、国民文化祭やラグビーワールドカップの開催に向け、観光地の魅力向上のため、市町村が管理する公衆トイレの緊急的な整備に要する費用を助成し、衛生的かつ利便性の高いトイレの整備を推進するものでございます。これまでの改修に加えまして、新築と改築も補助いたします。

続きまして、58ページをお開きください。

インバウンド推進事業費5,101万7千円でございます。

これは、東アジアをはじめ、ASEAN諸国からの観光誘客を図るため、韓国、台湾、香港など国・地域ごとのニーズに応じ、SNSを活用した情報発信や旅行博、商談会などの誘客対策に取り組むほか、九州他県と広域的に連携したプロモーションを行います。

次の59ページをお開きください

事業名欄の一番下、おんせん県おおい県域版DMO推進事業費8,328万4千円でございます。

これは、観光客の長期滞在と消費拡大を促すため、県域版DMOであるツーリズムおおい

が行う、着地型商品の造成や販売促進、マーケティング調査の実施及び市町村カルテの作成などを支援する経費でございます。

**岩崎地域活力応援室長** 続きまして、地域活力応援室関係の主なものについて御説明いたします。

恐れ入ります。少し戻りまして、46ページをお開きください。

事業名欄の一番下、移住者居住支援事業費8,034万6千円でございます。

これは、本県への移住を促進するため県外からの移住に必要な住宅の購入や空き家改修等、また店舗等開設に対し市町村と連携して支援するものでございます。また、空き家等を改修して短期的な宿泊を行う「おためし居住」施設の整備を行う市町村に対して、助成を行うものでございます。

**土田交通政策課長** 続きまして、交通政策課関係の主なものについて御説明申し上げます。

65ページをお開きください。

事業名欄上から3番目、国際チャーター便誘致促進事業費1,468万4千円でございます。

これは、大分空港での国際路線の充実のため、チャーター便が路線誘致の最初のステップになりますことから、路線開設に対するインセンティブとして利用促進、あるいは運航経費を支援することで海外からのチャーター便の誘致に取り組むものでございます。

次のページをお開きください。

三つ目の地方バス路線維持対策費1億3,377万8千円でございます。

これは、地域における広域的な幹線バス路線——市町域をまたぐ幹線バス路線の維持を図るため、民間バス事業者に対して運行費などの経費を助成するものでございます。

その下の生活交通路線支援事業費8,948万8千円でございますが、これは市町が支援する民間バス路線、あるいは市町が運行するコミュニティバス等を対象として運行費の助成を行い、地域住民の移動手段を確保しようとするものでございます。

続いてその下の地域公共交通活性化事業費1,

454万円でございます。

これは、地域にとって望ましい公共交通網を実現するため、市町や交通事業者等と連携し、地域公共交通に係るマスタープランに基づき計画を策定するものでございます。

次のページをお開きください。

事業名欄の一番上の公共交通利用環境改善事業費3,254万7千円でございます。

これは、外国人を含む観光客などの利便性向上を図るため、多言語化されたバスロケーションシステムを導入するバス事業者に対して助成するものでございます。エリアといたしまして、大分市、別府市内の全バス路線を対象として、助成を行いたいと考えてございます。

一つ飛ばしまして、鉄道駅バリアフリー化推進事業費3,432万6千円でございますが、これは駅のバリアフリー化を行うJR九州に対し、地元市とともに助成するものでございます。来年度は鶴崎駅の設置工事と大在駅の設計に対し支援を行いたいと思います。

次に、その下の東九州新幹線推進事業費180万円でございます。

これは、東九州新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げを目指し、国などへの要望活動、あるいは県民の機運醸成につながる取組を行うものでございます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**堤委員** この前の予特で、鉄道駅のバリアフリー化の問題とSSSの関係を聞いたじゃないですか。そのときに、当然その安全性と利便性の向上を図ることと、SSS等のバランスをとっていくことが大切というお話だったんですけども、いくらこれを考えても、安全性と無人化というのは、バランスなんかとれないと思うんですよ。仮にモニターをつけますよと言ったとしても、それを100%できるわけじゃないしね、それから、障がい者の方が乗る場合には、事前に予約で対応するという状況でしょう。だから、ある意味では、障がい者の方々が動く、そういう利便性も奪ってしまうようなのが僕は無人化だと思うんです。

それと安全性がバランスよくという意味が、ちょっとよく分からないね。そこら辺はどういうふうに県として考えているのか。

**土田交通政策課長** まずは、SSSのような駅員がいなくなること自体については、利便性が低下する状況だと思っております。

ただ、一方でJR九州からは、利用者数が減っていく中で、路線維持のための必要不可欠な施策だと説明を受けております。

そうした中で考えますと、最大限利用者の利便性、安全性と、路線維持を図るための取組というのを両立をさせていく必要があるというところが、御答弁申し上げたとおりでございます。

ですから、障がい者、あるいはお年寄りの方にとりましても、SSSが導入される駅においては、利便性が下がってしまうこと自体はそのとおりだと認識はしておりますけれども、路線維持のために御不便をかけるところについても、最大限御理解をいただき、それでもなお、御利用の中でどうしても困難な状況が生じて、利用自体が難しいであるとか、そういったお声が出てきますれば、県としてもその声を集約して、JR九州に届け、必要な対応を求めていきたいと考えています。

**堤委員** それで、一応五つの駅については、SSSの状況とバリアフリーの状況を見て今後検討するとなっているよね。多分JR九州ともいろいろ話合いをしていると思うんだけど、そういう今後の検討というのは、いつ頃というところまでは認識はつかめているの。

**土田交通政策課長** そこは正にJR九州の申しているように、駅のバリアフリー化が済んでから、既に導入された駅、街を含めた駅の利用状況、あるいは障がい者の方も含めたお声というものを配慮した上で決めていきますということでございますので、まずはそのバリアフリー化の工事が済んでからの議論になるのかなと思っております。

**堤委員** ということは、最短でも平成30年度、鶴崎だったよね、設計じゃなくて工事。それと、大在が終わった後ぐらい、それとも鶴崎駅が終わった後ぐらいですか。1年間で違ってくるか

らね、設計。

**土田交通政策課長** 各駅について、どういうスケジュールであるかというのは、まだ具体的にJR九州と話していませんが、委員がおっしゃいますように、最短で鶴崎駅が平成30年に工事が終われば、それ以降の議論になる可能性もあると思います。

**堤委員** はい、分かりました。いいですよ。

**尾島委員** 1点、ネットワーク・コミュニティに関連してなんですけど、さきほど説明の中で地方創生ふるさと納税の活用ということで説明がありました。

ちょっと今日、ある件で、花見の案内が届かんで電話をしたら、宇佐市で花見をある団体が始めたんですよ。これは宇佐市の中でがんばる団体補助事業ということで、補助金を出して始めた行事だったんですけど、補助金がなくなると、もう運営をやっていけないということで、その行事が潰れてしまったんですよ。

ちょっとやっぱり、私も一般質問等で取り上げましたけれども、例えば、小規模集団対策、ネットワーク・コミュニティなんかそうなんですけど、例えば、くらしの和づくり応援事業なんかで、いわゆるスタートアップをやられていますよね、モデル事業として。

それで、最初は、行政は非常に手厚い助成をするんですけど、基本的にはその後、助成をずっと長く続けていくというのは、財源的にも限界がありますので、ある程度軌道に乗れば、自分たちの、例えば収益事業とか、自主財源によって、そういうコミュニティの維持をやってくださいというのが原則としてあるんですよ。しかし、現実を考えると、今、高齢化が進んで、地域の活力とか財力というのが非常に弱っている中で、正に行政にある程度頼っていかないと自分たちの活動なりがやっぱり難しいという現実があるわけです。以前紹介しましたが、宇佐市ではふるさと納税を活用して、それぞれのネットワーク・コミュニティの財源にしているということもありますので、県でもさきほどあった、ふるさと納税を活用して、それぞれのネットワーク・コミュニティの助成のための財



源というのは、特定の位置付けは難しいかもしれませんが、そういったことも考えてはいかがかということで質問したんですけど、その点、部長いかがでしょう、今後のそういった団体のやっぱり財政的な支援という。

**廣瀬企画振興部長** そのこのところは、ネットワーク・コミュニティを継続的にやる上で大きな課題だと認識しております。それで来年度の事業からは、これまでは、くらしの和づくり応援事業で立ち上げ時に、1地区モデルで200万円を支援して、あとは里のくらし支援事業とかで2年目、3年目に何かやるときの費用を応援していたんですけども、それよりもやっぱり自立して、そのネットワーク・コミュニティを運営する、例えば、NPO法人であるとか、まちづくり協議会であるとか、そういったところが自立して運営してもらおうということが継続的にやってもらうということで必要なので、一つは、予算面で支援するという意味で、立ち上げ時に200万円というところを改めてくらしの和づくり応援事業と、それから、里のくらし支援事業を再編した事業を新しく作りました。それで、3年間は継続して支援ができるように改めました。

当初200万円で立ち上げ時というのも融通が効くように3年間でマックス900万円ということで、その間にぜひ自立して運営ができるようにしてもらいたいという今、そういう事業に変えています。自立してもらうために、さらに予算的な支援と、もう一つは、そういうネットワーク・コミュニティを進めている団体が集まる協議会を新しく立ち上げて、そこでお互い、県も当然、市も入ってもらって、自立するにはどうしたらいいかというところをよく意見交換なり情報共有したり、あるいは全国的な先進地事例を引っ張ってくるとか、そういうところの取組を来年度から始めようと、そういうことで、予算と全県的な運営団体の協議会を立ち上げた意見交換、情報共有、事例研究みたいな、両面で来年度は行こうと考えています。とにかく自立してやってもらうというのは大切なのですね。

**尾島委員** はい、分かりました。

1点だけ、自立してやってもらうのは分かるんですけど、非常に役員の方が苦勞していただいて、いろんな取組をやる上で、必ずお金が回って回るわけですから、いろんなことをやりたいんだけど、やっぱりちょっとお金のほうがなということで、その役員の苦勞をちょっと代弁させていただきました。

**玉田委員** では、関連しているのいいですか。

今のネットワーク・コミュニティの運営支援に関する経費で協議会設立ということで、ずっとこれまで何年間もネットワーク・コミュニティの議論をしてきましたけれども、小規模集落がもう限界に近づいていると。そうすると、今回の協議会というのは、小規模集落の自治会なら自治会という単位ではなくて、少し広域的に広げた学校ぐらいの、そういう範囲にネットワーク・コミュニティを広げて考えていくのかどうかが1点。

それと、小規模集落と農林水産部が所管している集落営農法人とが非常にリンクしていると。集落営農法人についても、今回、要は法人自体が大体高齢化していった、この先が見えなくなってくるんじゃないかという中で、中核となる集落営農法人を支援して、そして厳しくなった集落営農法人を支援していくような、そういう方向性に持っていこうという、それが今年度の事業で出ているわけですね。そういうものと、このネットワーク・コミュニティ、もうほぼ基盤は農林業ですから、そういうところと一緒にしながら、さっき部長が言ったような自立支援に持っていくということというのを想定できるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**廣瀬企画振興部長** 1点目のところにつきましては、協議会のところ、今回立ち上げる協議会、予定しているのは、既にネットワーク・コミュニティを始めて3年経過しました。27、28、29年度ということで、3年経過しましたので、その3年間、ネットワーク・コミュニティを運営してもらった団体を対象にした協議会を立ち上げようということで考えています。なので、

地区ごとのそういうところでなくても、既にネットワーク・コミュニティを取り組んでいるところの運営主体、それがNPO法人であるし、まちづくり協議会であるし、いろんなところで。そういう協議会です。

もう1点の集落営農法人、確かにおっしゃるとおり、基本的には集落営農法人なので、農業関係を一緒に共同してやりましょうというところがメインになりますけれども、ネットワーク・コミュニティの中に、その集落営農法人の取組を取り入れてやるということも考えられます。前も、ネットワーク・コミュニティの中に地域包括ケアを取り入れているというお話が二ノ宮県議からありましたけれども、そういうことを実際にやっているところもあります。なので、いろんな可能性は、集落は一つなのでいろんな可能性、いろんな連携というのは考えられます。そのところは関係部とも相談しながら——関係部と相談しながらというよりも、地区の人たちがこういうのも一緒にやろうということがあれば、それもネットワーク・コミュニティの一貫として取り入れて構わないと考えていますので、そこはよく地区の希望を聞きながら、県と市が入り込んでやっていきたいと思っています。

**玉田委員** よろしくお願ひします。

**尾島委員** ちょっと関連で、さきほど広域の協議会をつくるというのがありましたけど、どの範囲で考えているか。もう県全体ですか。

**廣瀬企画振興部長** 県全体で。その方がいろんな事例の研究とか、意見交換とかができると思っていますので。

**尾島委員** 宇佐市なんかは、ちなみに連絡会がもう16校区できておりますから、その上にまたできているということですね。

**廣瀬企画振興部長** そうです。

**尾島委員** 分かりました。

**麻生委員** 何点かあります。

まず1点目、統計の委託、統計費に関係いたしますが、今年度、住宅とか漁業センサスとか、重要な事項をまた調査されるということでありましたが、産業連関表に関して、2015年の分を今、国で一緒になって集計をしているんじや

ないかな。産業連関表についての地方創生での活用方法というのは、とても大事だと思うんですね。財やサービスがどういうふうな流れになっているかというのをそれぞれの地域ごとに確認していく作業だろうと思うんですが、この産業連関表の2015年分についての現在の動きといたしますか、その辺を教えていただければ。

国の決められた方策の中での取組なんでしょうけど、私はぜひ姫島村、島だったら、これは使い勝手がいいんじゃないかなと、離島ですから、動きが実によく分かるんです。そこで1回成功事例を見出して、それ以外の地域というのは、陸続きであつたりして、なかなか正確な数字を出すのに御苦労されると思うんですが、一度成功事例があれば、全県にRESASとあわせて活用していくことができるんじゃないかなと思っていますので、そういう意味で産業連関表の2015年分の今の集計状況について、分かる範囲で構いませんので教えてください。

それから、移住者の居住支援事業でありますとか、今話題になっていたネットワーク・コミュニティ推進事業、こういった部分というのは、例えば、ネットワーク・コミュニティの推進とかいっても要はそこに住んで暮らしている人たちからすると、横文字で何のこっちゃいと、自らが能動的に取り組む段階が、僕はまだ弱いんじゃないかなと。

さきほどの協議会をつくって云々かんぬんという話もありましたが、もうちょっとその前の段階を強化する必要があるんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、この移住者居住支援事業についても新年度、新しい事業、個別事業、山ほどいいのを考案していただきますし、このネットワーク・コミュニティの推進についても、いろんな形がなされているんですが、そういう意味で出前講座、例えば、RESASにしても出前講座で、もうかなりやったりしていますよね。

この移住促進であるとか、このネットワーク・コミュニティに関して、出向いて行って、現地の暮らしている方々に直接集落単位なんかで声をかけるということも私は重要じゃないかな

と思っています。

だから、そういったものを先日言ったように、旧合併前の58市町村に、1年に1回は必ず出ていくぐらいの出前講座をやるとか、そういうフレームワークを作っていく必要もあるんじゃないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

それからもう一つが、総合交通に関して、広域公共交通の輸送人員の目標設定をしていますよね。いろんな総合交通、本当に御苦労していると思うんですが、広域交通について、例えば、先日も言ったSUNQパスでしたっけ、四国との話とか、じゃ、JR九州とJR四国をどう結びつけているのかとか、あるいは大分県下のバス事業者と四国側のバス事業者をどう結びつけているかというような、考えただけでも山ほどやらないといけないことがあるわけです。今、総合交通のいろんな班、体制の班、組織の班、そういったものが目標指標に基づいた形で達成するための形になっているのかどうかという部分が、恐らく少ない人数で何もかも数人が、みんながそれぞれやっている状況じゃ、なかなか厳しいんじゃないかなという部分もあろうかと思うので、そういった意味で、目標を具体的に進めていく体制を作るための班の見直しもやる必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺りについてのお考えも伺いたいと思います。

**清末統計調査課長** 産業連関表の関係の進捗ということでございますが、御存じのように、前回、平成23年の産業連関表は、平成28年に作成しております。ですから、今、活用はそれを使って経済波及効果とか、そういった分析をしているわけですが、これは基本的には、いろいろ資料等を集めたりしなければいけない部分もあります。5年ごとにやっていくようになっていきますので、平成33年に、次の産業連関表を作るようになります。今のところの作業としては、それに向けて、県外からどういう商品が大分に来ているのか、大分側からどういう商品が県外に流れているのか、そういった商品流通調査を今年実施しまして、そういった流

れを今つかんでいると。それを国に報告して、国が一元的に集計をして、そこら辺の整理をしていただけることにはなりますが、まだ、平成33年に向けて、そういった作業をやっているという段階でございます。

**岩崎地域活力応援室長** 2番目のネットワーク・コミュニティ移住者居住支援事業の関係の出前講座の話がありました。

実際、集落に入ってお話するのが一番ということで、今、振興局の職員が市町村と一緒にネットワーク・コミュニティに取り組みたいというところに入っております。取り組みたいというか、どんなものかというところに入っています。最高で70回くらい入っているところもあります。

私自身も、今年度、豊後大野市に出前講座で行きましてお話をしました。これは三重町の自治会長さんの集まった会ですね。それと別に、市議会議員さんが集まったところ、その両方に別々にお話に行っています。

出前講座の位置付けというのは1か所だけなんですけど、そういう活動をやってます。これからもそういう要望があるところは取組をしたいところがありますからどんどん出かけて行きたいと思っていますので、よろしくお願ひします  
**土田交通政策課長** 組織の見直しも含めて御指摘をいただきました。

まず、当課の班の体制でございますけど、二つございまして、交通モードに着目して、地域の交通を見る班と、広域の交通を見る班で分かれております。前者がJR、バス移動行路、後者がフェリーと航空という形で分けてございます。

委員がおっしゃいますように、御質問いただいた大分と四国のバスの関係であれば、バスにひも付いているものなので、地域交通班で担当をいたしましたけれども、確かに広域的な観点が必要となる部分もございまして、連絡をフェリーで使っていましたので。

そういった意味では、案件に応じて、広域交通班の知見を生かしながら、ただ一方で、相手もバス事業者ですから、地域交通班の知見も生

かしながら、各班で担当しながら、努力して地域交通の維持活性化を図っているところがございますので、少ない人数でありますけど、少数精鋭で頑張らせていただいているところであります。

**麻生委員** まず、産業連関表を含めて、これについては、使えるデータということで、オープンデータ、民間のデータも含めて、官民データの利活用の基本方針を定めて計画を策定するというような商工労働部長の答弁も先般出てまいりました。ぜひこれについては、市町村と一体的にうまく活用できるように所管課としても頑張ってくださいと同時に、部局全体としてもお願いをできればな、このように思います。

それから、2点目の出前講座、なんでこのことを聞いたかということ、実は今、地区の区の総会シーズンで、昨日もやっぱり空き家が多いよねとか、そういう声がいっぱい出ていましてね、分かったと。じゃ、出前講座とか何か確かあったはずなので、ぜひ来て、1回話を聞いてみると。そういったものをNPOの空き家バンクとかもありますよね、何かそういったところの専門家の集まったところもセットで来てもらうと、より効果が出るんじゃないかなと、そういう思いもしておりますので、窓口についても市町村の窓口がどこ、振興局だったらどうだとか、何かもうちょっとその辺を全県に対してアピールするような形のものを作っただけだとありがたいな、このように思いましたので、検討を求めていると思います。

3点目の総合交通については、本当に今、地方創生を語る上で、交通の確保というのはとても大事な点です。県内の運転免許保有者の市町村別のデータを見たんですね。そしたら、要は18歳、19歳というのは持っていない方が結構いらっしやる。そして、65歳を超えると、また下がってくる。それ以外は、ほとんど95%を超えているという実態を見て、要は車がないと大分県では暮らしていけないのやなど。もっと言うと、18歳、19歳が市町村によっては、20数%か30数%しか車を持っていないと。じゃ、保護者の経済状況によっては車を買えな

い、そんな人たちは全部県外に就職せざるを得ないのかと。移動制約者ということだけじゃなくて、そういった就職の制限もあるんじゃないかというようなことを勘案すれば、もっと我々は真剣にそのことを考えて取り組む必要があるんじゃないかと。もうダイハツにお願いして、プレゼントをするぐらいのことがあってもいいんじゃないかというような、思い切った施策も必要じゃないかな。

第1子にいくらとかいうのと同じで、就職するときにダイハツのミラを1台プレゼントすりゃ何とか県内に残ってくれるぐらいの、そんな発想も含めて。この運転免許保有者のデータというのは、これはおもしろい数字が出ていまして、私、もっとびっくりしたのは、市町村によっては、大分市、別府市、由布市以外の10代と25歳までの人口は、実際の人口より免許保有者の方が多いんですよ、数字上。なぜかというと、住所変更してなくて、もう出てしまっていると。今は必ず帰ってきて、免許更新をせざるを得ない制度になっているらしいですね。だから、免許更新のときに間違いなく本籍があるか、前の住所の役場に行かざるを得ないですし、運転免許試験場か、各所轄署に行かざるを得ないので、そこに何らかのUターンとかの情報発信をする機能があれば、何かきっかけにはなるのかもしれないというような数字も出ていますので、ぜひそういった部分を活用して取り組んでいただければということです。総合交通に関しては、本当に足の確保、公共交通の確保というのは、暮らさなければならず、観光にもすごく重要だろうと思うので、私は組織の強化、人員の強化も含めて、もっともっと地方創生ということを考える意味で、人員、人材、全ての課を含めて強化していく必要があるかと思うので、そこは特に強くお願いを申し上げておきたいと思います。

もっと言うと、民間からも出向で来てもらうぐらいの、そして一緒にやると、バス事業者とかJRさんからも来てもらう、受け入れてでもやる、あるいは市町村の職員も受け入れて一緒にやるとかいうようなこともぜひ検討してほし

いと思います。

**油布委員長** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ほかに御質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

それでは、第1号議案のうち本委員会関係部分について、総務部及び各局関係を含め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議があります」と言う者あり〕

**堤委員** 詳しくは、また本会議で言いますけど、（「今ここで言ったら」と言う者あり）やっぱり交通体系の中で、僕たちが言っているのは、豊予海峡ルート構想だとか、繰入債を中心というか、休止している事業を厳然とやっているようなこととか、それでもやっぱり100万か200万だからね、予算がね。そういうことを通じて、やはり大きな事業、無駄な事業につながってくる可能性はあるという立場で反対の表明をしたと。

詳しくはまた、最終日に要望を行います。

（「夢のねえ人間やなあ」という者あり）

**油布委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**油布委員長** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**磯田政策企画課長** それでは、第26号議案大分県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

資料につきましては、議案書の228ページ及び本日はお手元に配布しました総務企画委員会資料、こちらの資料の1ページをお開きください。

この条例は、地方独立行政法人法の規定に基

づき公立大学法人看護科学大学、それから芸術文化短期大学の業務実績の外部評価等を行っている、大分県地方独立行政法人評価委員会の設置について定めたものでございます。

この中では委員の人数や任期など、組織や運営に関し、必要な事項を定めております。

1改正の理由にありますとおり、平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律により地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

2改正の内容というところにあります。条例への委任を規定する法第11条第3項が第4項へと移動しました。項が増えましたので、いわゆる条項ズレの対応として整備します。評価委員会の組織や運営について、法改正による影響はございません。

3条例の施行日は、法改正施行日と同日の平成30年4月1日を予定としております。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

**磯田政策企画課長** まず、私から2点ございますが、県が認可を行いました公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の第3期中期計画について御報告申し上げます。

資料につきましては、さきほどの常任委員会資料の2ページにまとめてございます。

昨年12月に委員会で御審議いただきまして、議会の議決をいただき、大学側へ通知しました中期目標——この目標によって計画の中にこういうことを盛り込みなさいというふうに出した

わけですが、そのコンセプトにつきましては大きく三つございます。芸術系と人文系の学科の併設を生かした職業人の育成、これが一つ。県立美術館やリニューアルキャンパスを活用・クリエイティブ産業と連携した教育機能の充実強化これが二つ目。三つ目が、地方創生に資する地域貢献、この三つに力を入れて中期計画を作ってくださいというのが12月議会で御承認をいただきまして大学に示した内容でございます。

この中期目標に基づきまして、大学が第3期中期計画——今後6年間となりますが中期計画を作成しております。この内容につきましては、2ページの下段の四角の中にあるとおりでございますが、県の示した中期目標を踏まえて、大学として実施する内容が計画に盛り込まれていると考えております。

例えば、1の地方創生を支える職業人の育成では、二つ目のポツでは、目標のところに芸術系学科と人文系学科からなる大学の特色を生かした職業人の育成を定めておりますが、計画では、学科横断的な新たなカリキュラム編成ということで、具体化していくという内容の計画が入っております。

また、2の教育・研究機能の充実強化というところでは、目標におきまして地域課題の解決や産業の発展への貢献ということであげておりましたが、計画の中では例えば一つ目のポツでございます、地域や企業、行政との一層の連携を図るとともに、実践を通して専門性を生かす体験的・主体的学修活動を行うこと、あるいは下から二つ目ポツでは、クリエイティブ産業等、地域の産業振興及び芸術文化の発展に資する研究活動を推進、一番下のポツでは、産学官民との連携による研究を推進するための学内組織や研究サポート体制の構築といったような目標に従った計画が定められております。

3の積極的な地域貢献の展開におきましても、目標で指示をいたしましたのは、県立美術館や県立総合文化センターとの連携をあげていましたが、計画ではこれらの連携だけではなくて、例えば二つ目のポツでございますが、教職員と学生が県内各地に出向き、地域が抱える課題の解決に

取り組むとともに、様々なアートプロジェクト等への参画するといった内容、あるいは四つ目のポツでございますが、現在リニューアルを進めている新しいキャンパスを活用した取組を通じて、開かれた大学として地域づくりに貢献するといった内容が定められて、新たに加えられております。

そのほかに4の業務運営の改善・効率化のところでは、理事長・学長のリーダーシップの下に、学内組織の活性化を図るとか、あるいは5の施設の整備・活用のところでは、キャンパス整備の着実な実施と活用に係るものが記載されてございます。

中期計画の詳細につきましては、資料別冊ということで、縦型のもの、別冊を付けております。これが、大学が県が示した目標に対して、こういう計画でやっていきますとして作ったものでございます。こちらに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

大分県地方独立行政法人評価委員会におきましても既に審議していただいております、中期計画は中期目標を踏まえた内容となっていると委員から御了解をいただいたところでございます。県ではこの内容で平成30年3月1日に認可を行いました。

続いてもう一つでございます。

「安心・活力・発展プラン2015」の目標指標の見直しについてでございます。

プラン2015目標指標の見直しにつきましては、同じ資料の3ページになります。

昨年の第3回定例会におきまして御報告申し上げました大分県長期総合計画の実施状況の結果を踏まえまして、目標指標ごとに見直しの検討を行った結果、既に大幅に目標を達成しているとか、あるいは全89指標あるわけですが、そのうち七つの指標の見直しを行ったというものでございます。

この中から総務企画委員会に関係する二つの指標について御説明いたします。丸で囲んでいるもの二つでございます。一つ目は、安心分野の政策名、コミュニティを維持する移住・定住の促進に関する目標指標、移住施策を活用した

移住者数の目標値の見直しです。この指標は、平成28年度の実績が目標値410人に対して768人という実績、達成率が187.3%と大幅に達成しているため、目標値を31年度千人、36年度1,500人に見直すというものでございます。

次に、もう一つ7に丸がございまして。

活力分野の政策名、人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進に関する目標指標でございまして、外国人宿泊客数目標値の見直しということになります。この指標は、平成28年度の実績が目標値56万人に対して82万7千人の実績、達成率147.7%ということになりますので、大幅に達成してございますので、今年度、現行の目標を3年前倒しして31年度の目標値を104万人に見直したというものでございます。

**阿部観光・地域振興課長** 資料の4ページをお開きください。

昨年より新聞等で報道されおります、株式会社サン・グリーン宇佐の事業譲渡について御報告いたします。

はちまんの郷宇佐を運営する第三セクター、株式会社サン・グリーン宇佐というものがございまして、こちらは宇佐市とともに県も出資しております。こちらが長年債務超過が続いていたことや平成28年4月に発生した熊本地震の影響によりまして、大幅に売上額が減少し、自主再建が困難となりました。そこで、宇佐市ほか株式会社3社による株式会社グリーンパークホテルうさを設立し、平成30年4月1日に株式会社サン・グリーン宇佐から新法人へ事業譲渡されることとなりました。

新法人の資本金は約9千万円。このうち宇佐市はホテルを約3千万円で現物出資し、県内で数多くのホテルやレストラン経営を展開している株式会社F&Tホールディングスが3千万円、地元企業のアドテック株式会社と三和酒類株式会社が1,500万円ずつ出資します。土地は市が無償で30年間貸付け、市が所有する併設の体育館とプールは市から新法人へ業務委託する予定となっております。新法人は、客室などの

リニューアルやターゲットを絞った営業強化で宿泊者を増やし、数年で単年度黒字を目指すとしています。

今後、六郷満山開山1300年行事や2019ラグビーワールドカップが開催されるなど、宇佐市にも多くの観光客が訪れることが期待されています。市の観光振興を図る宿泊拠点として、はちまんの郷宇佐が継続して運営されるために県も宇佐市と連携しながら支援していきたいと考えています。

**土田交通政策課長** 続きまして、資料の5ページ、6ページを御説明申し上げます。

昨年度策定いたしました、九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づきまして、今年度別府港の再編整備に向けて地元の有識者の皆さまにお集まりいただき、どんなターゲットを想定するか、あるいはどんな機能が必要と考えられるのかを御議論いただき、別府港にぎわい施設等整備構想をまとめていただきましたので、その概要を御報告申し上げます。

まず、構想におきましては、別府港の第1から第3埠頭までをターゲットといたしまして、大きく二つのゾーンに分けてございます。5ページ目の左側、今サンフラワーなどが着いている第3埠頭と右側の第1、第2埠頭というところを分けてございまして、第3埠頭に今後、今宇和島運輸とサンフラワーが別々に所在している上屋を再編集約して整備することにしてございますので、ここを公共交通機関の拠点、それと一体となったにぎわいのエリアとして、主たる利用者をそうした公共交通の利用者をメインに、地元住民にも使っていただくということで想定してございます。

このため、公共的な機能といたしましても、交通ターミナルでありますとか、それに付随する各施設が機能としてまず必要だろうということでございます。右側の第1、第2埠頭につきましては、国道10号に面している立地を生かしまして、マイカー利用者の観光拠点として育ててはどうかという中でターゲットをいただいたところでございます。

加えて、餅ヶ浜海岸が隣接してございますの

で、その海岸のロケーションをいかして、くつろぎ——要はコト消費、くつろぎの時間とか空間を楽しむエリアとして設定してはどうかという御意見をいただいたところであり、公共的な機能といたしましても、鶴見岳、高崎山を望んでそうした景色を味わえるような展望所でありますとか、広場といったものを機能として想定するというふうにさせていただきます。

にぎわいの機能といたしましては、重複している施設がございますけれども、例えば地元向け、観光客向けの複合商業施設、温泉美術館等の行政施設が想定されるのではないかと、必要ではないかという御意見をいただき、特に右側の第1、第2埠頭につきましては、そのくつろぎの時間あるいは餅ヶ浜海岸の立地を生かすために、レストランあるいはカフェ、アウトドア活動拠点、こういったものもこの土地にあったらいいのではないかと御意見をいただいたところでございます。

加えて、クルーズ船が到着する北側の第4埠頭を含めて、施設が広くございますので、その第1から第4までの移動手段をきちんと考えるべき、人の流れについてもきちんと検討すべきとの御意見をいただいたところでございます。

また、景観デザインにつきましても、まず港全体のランドデザインを考えるべき、それを基にした統一した景観デザインにすべき、別府港が有する歴史あるいは文化といったものを、調和するようなものにすべきではないかといった御意見をいただいたところでございます。

今後につきましては、6ページ目でございます。

今申し上げた、にぎわいの構想をまとめていただきました。来年度は、いよいよ具体的な整備手法の検討に移りたいと考えておりまして、拠点化戦略ではPFI事業を含めて民間活力の活用を検討するとされておりまして。このため、来年度は公共施設を県で全部造った場合——公共交通ターミナルでありますとか、展望所、広場といったようなものを県で全部造った場合と民間にお任せした場合のコストを比較するための調査をお願いしておりまして、実施したいと考えております。

これで、民間にお任せした方がよいだらうという判断が得られた場合は、PFI事業として行う旨の決定をしていきたいと考えております。

一方で別府港の再編にあたりましては、いわゆる岸壁整備でありますとか航路の浚渫といった公共の部分、港の本来の機能を高める作業も必要となってまいります。そのためには、港湾計画の変更が必要となってまいります。これは土木建築部の港湾課が担当となりまして、来年度変更の手続を進めてまいります。それが出来上がれば、いわゆる港本来の昨日の部分と背後地のにぎわい施設の部分両方の計画が明らかになりますので、それを合体させて一体化した別府港再編計画というものを策定させていただきたいと考えてございます。

この計画が全体像になりますので、この計画に基づき、それぞれ港の機能を高める整備と背後地のにぎわいの機能を作っていく作業に移っていききたいと考えてございます。

**油布委員長** 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、御質疑等はありませんか。

**麻生委員** 別府港のにぎわい施設の整備構想についての説明を今いただいたんですが、マイカー利用者とか、あるいはフェリーとかクルーズ船とかいう話、この前も一般質問等々で出ましたけど、時代は今大きく変わろうとしているわけで、例えば車一つとっても、もう10年先には、全部電気自動車になっている可能性があるわけですよね。この構想を作っている間に、もう10年先を読んで、そういったものを想定したインフラ整備をしておかないと、もう大変なことになって、時代後れになってしまうというような心配があるわけですね。

同時に、非常にエリアが広いわけで、広いエリアの移動をどうするかということを考えたときに、例えば、自動運転バスとか、そういったエリア内の移動手段とか、荷物も持って移動する場合の利便性とか、バリアフリーとか、いろんなことも必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

だから、自動運転バスがこのエリア内を当然



に行き来するような時代、間違いなくもうすぐ来ると思うんですね。フェリーに関して、フェリーの船の中で充電するのか、この駐車場の外で充電して乗っけるのかと、時代がもう一気に変わろうとしているわけですから、それに対する太陽パネルによる自然エネルギーによる充電とか蓄電とか、そういったものをどこに持たせるかというような機能とか議論とかいうのが全く盛り込まれていないような気がするので、ちょっとそういったことも今後さらに詰めて取組をしていただきますことを要望しておきます。

**堤委員** では、私も一つ。

別府の今のやつは関係ないんだけどね、将来的にこういう構想をやっていくと。以前、こういうことだったよ。あそこは観光ターミナルがあるやろ。夜と早朝というのは閉まっているよね。トイレがない、あの周りには。それで、今、ラグビーとか、そういうのでおもてなしトイレの話もいろいろ出てくるでしょう。そしたら、当然ここがメインになってくるわけだから、そういうおもてなしトイレのようなやつも、きちんとその計画の中に入れておかないと、閉まっちゃうと、誰もトイレに行けんごとなっちゃうという問題が以前あったわけですね。そこら辺り、また検討をしないといてください。

**油布委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ないようでありますので、これで諸般の報告は終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようでありますので、私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔廣瀬企画振興部長挨拶〕

**油布委員長** それでは、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れさまでした。

〔企画振興部退室〕

**油布委員長** この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようでありますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**油布委員長** これをもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。